

平成26年塩尻市議会9月定例会

経済建設委員会会議録

○日 時 平成26年9月4日（木） 午前10時

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第8号 平成25年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第9号 平成25年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第10号 平成25年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定について

議案第17号 塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第21号 塩尻市インキュベーションプラザの指定管理者の指定について

議案第22号 財産の処分について

議案第23号 平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中 歳出5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

議案第27号 平成26年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第28号 平成26年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第29号 平成26年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

陳情9月第2号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求めることについての陳情

○出席委員・議員

委員長	青木	博文	君	副委員長	西條	富雄	君
委員	金子	勝寿	君	委員	牧野	直樹	君
委員	永井	泰仁	君	委員	中村	努	君
委員	丸山	寿子	君				
議長	五味	東条	君				

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○説明のため出席した参考人

陳情説明員 洗馬農業協同組合代表理事組合長 都筑 和紀 君

○議会事務局職員

議事調査係長 上村 英文 君

午前9時58分 開会

○委員長 それでは、始めたいと思います。

昨日に引き続きまして議案審査を行います。

議案第8号 平成25年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 議案第8号平成25年度塩尻水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、別冊になります。水道事業会計決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。概況ということで、この件につきましては本会議で部長より説明がありましたので、内容のほうは省略をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして4ページから6ページ、議会議決事項等が記載をされております。それから、7ページから9ページには工事関係の一覧表、それから、10ページから12ページにつきましては業務内容が記載されております。13ページ、これは会計ということで、契約金額1,000万円以上の工事の契約内容が載っています。14ページには、契約金額200万円以上の委託の内容が記載をされています。15ページ、企業債の概況、借入及び償還状況が記載をされています。

それでは、16ページ、水道事業会計決算のほうをとということをお願いしたいと思いますが、17ページから20ページは、款項区分別の決算報告書税込みでそれぞれ起債をさせていただいてございます。27ページをお開きいただきたいと思います。まず収益費用明細書ということで税込みで記載してありますけども、収益の部でございます。主な内容を説明をさせていただきます。

まず、1款の水道事業収益1の営業収益、給水収益でございます。水道料金13億5,351万5,159円です。前年度対比781万9,401円の減ということで、0.6%の減となっております。収納率は、全体を通して96.2%です。前年度対比0.2ポイントの増でございました。

続きましてその他営業収益、手数料ですが、給水装置工事に係る各種手数料でございます。3の他会計負担金でございます。下水道使用料、農集の使用料等の徴収経費のそれぞれの会計からの負担金でございます。4番の施設負担金につきましては、給水装置の新設または改造等に伴う負担金でございます。28ページをお願いいたします。その他営業収益でございます。雑収益でございますが、簡易水道料金徴収経費負担金ということで、特別会計のほうから負担金をいただいているものでございます。黒ポツ4つ目です。ボトルウォーター販売収益101万9,680円、昨年度の販売数1万878本でございました。

2款の営業外収益でございます。2目の補助金、他会計補助金でございますが、一般会計からの繰入金でございます。消火栓用水に係るもの、それから企業債の利子の償還に補填するものでございます。921万1,000円でございます。

それから、5目1節の退職給与引当金戻入益でございますが、1,853万2,903円ということで、職員

7名分の退職手当の取り崩し額でございます。

1枚めくっていただきまして、費用の部でございます。こちら、担当課長のほうから説明します。

○浄水担当課長 引き続き、29ページからとなりますが、29ページからは費用の部となります。1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び上水費4億1,541万6,512円の主なものについて御説明をいたします。

29ページの一番下、16節通信運搬費205万7,084円の主なものにつきましては、2つ目の黒ポツ、NTT専用回線使用料150万7,716円ですが、床尾浄水場の上水道施設中央監視装置の専用通信21回線に係る使用料でございます。

次に30ページをごらんください。一番上の18節委託料3,165万3,150円の主なものにつきましては、一番上の黒ポツ、水質検査業務委託料1,415万7,150円は、水道水の13カ所の水道水源、原水13カ所の水系から給水しております水道水について水道法に基づく定期及び臨時の水質検査の委託料でございます。平成25年度は、全ての項目において水質検査基準を満たしております。また、芦ノ田浄水場を平成25年8月25日に稼働停止してございますので、稼働停止以降は、芦ノ田浄水場関連の水質検査につきましては減額をさせていただいております。その下の黒ポツ、浄水施設保守点検業務委託料413万490円でございますが、浄水施設に設置された電気、設備、機器等の専門業者による保守点検を実施したもので、中央監視装置の保守点検、上水道施設の電気保安点検、消防施設点検、沓沢湖防災システム点検を実施したものでございます。その2つ下の黒ポツ、浄水場スラッジ処理委託料でございます。506万2,470円は、床尾浄水場、芦ノ田浄水場、小曾部浄水場の発生汚泥の処分に関する委託料でございます。平成25年度は、芦ノ田浄水場の稼働停止に関連しまして、沈澱池のほかにあります槽の引き抜きをいたしました。そのため、前年度24年度よりも45.3トンほど増となっております。

21節の修繕費2,676万6,554円の主なものにつきましては、1番目の黒ポツ、床尾浄水場関連の修繕では、ナンバー3のろ過池のろ材の入れかえの改修、パッキンの注入ポンプの修繕、PH計の電極交換など3件で983万3,250円ございました。下から2つ目の黒ポツになります。塩嶺地区の施設関係の修繕では、平成25年8月15日の落雷により破損した塩嶺地区内のテレメーター装置、次亜塩素注入吸入装置、流量計など、あわせて5件の修繕を実施してございまして、1,026万4,800円ございました。また、落雷に伴います施設修理につきましては、全国市有物件災害共済会から808万9,350円の損害補償金の支払いが確定しておりまして、後の補正をお願いをするものでございます。

24節動力費3,349万2,237円につきましては、床尾浄水場を初めとする水道施設75契約分の電気料でございまして、使用量につきましては113万5,268キロワットアワーでございました。

27節の補償費でございます。645万5,980円の主なものにつきましては、芦ノ田浄水場関連の補償費で400万円でございます。契約協定に基づきまして松本市奈良井川土地改良区へ支払ったものでございます。また、平成26年度からは芦ノ田浄水場関係の補償費の支出はなくなるものでございます。

32節の負担金595万3,071円の主なものにつきましては、芦ノ田浄水場関係負担金492万円で、契約協定に基づきまして沓沢湖運営委員会と洗馬長崎水源水利組合に支払ったものでございまして、これにつきましても、平成26年度から芦ノ田浄水場関係の負担金の支出はなくなるものでございます。

35節受水費2億8,163万4,829円の主なものにつきましては、長野県企業局松塩水道用水の受水費

2億8,078万4,969円でございます。企業局から松塩水道用水として1日当たり1万6,500立米を、受水単価46円63銭で受水した費用でございます。

以上により、平成25年度原水及び上水費は、前年度対比360万円余ほどの減となっておりますが、これにつきましては、芦ノ田浄水場の稼働停止により減額となったものでございます。私からは、以上でございます。

○上水道課長 引き続き31ページをお願いいたします。2目の配水及び給水費でございます。中段の18節委託料597万6,600円の主なものにつきましては、1つ目のポツ、マッピング管理台帳修正業務委託料でございます。平成24年度に施工しました配水管改良工事に伴います水道施設データをマッピングシステムに最新データとして修正入力する262万5,000円が主なものでございます。

次の21節修繕費6,314万3,253円の主なものにつきましては、2つ目のポツ、鉛管解消326件、4,210万1,660円でございますが、別冊の決算説明資料8ページもあわせてごらんいただきたいと思っております。大雪に伴いまして繰り越しをした分329件を含めまして、平成25年度は655件の鉛管解消をしております。対象件数8,600件に対しまして5,326件解消いたしまして、解消率65.8%となり、残り2,945件となりました。平成29年度完了に向けて着実に進捗しております。また、繰越工事に伴います鉛管解消につきましては、全て工事完了しておりますので、よろしくをお願いいたします。

次の23節路面復旧費90万4,596円につきましては、市道高ボッチ線ほか6路線、188平米の舗装修繕でございます。私からは、以上でございます。

○経営管理課長 続きまして4目の業務費、お願いいたします。32ページ一番下になりますけれども、18節委託料です。5,447万1,900円。主な内容でございますが、1つ目の黒ポツ、水道メーターの検針業務委託料、それから2つ飛んで、開閉栓業務委託料、それから2つ飛んで、検定有効期間満了メーター取替業務委託料ということで、それぞれ塩尻市水道事業協同組合へ委託をしているものでございます。

1枚めくっていただきまして33ページをお願いいたします。19の手数料につきましては、金融機関への取扱手数料になっております。

それから、26節の材料費。これにつきましては、翌年度取替用のメーターの購入費でございます。

5番の総係費でございます。経常経費が主なものでございますが、34ページをお願いしたいと思います。8節の退職給与金、これは退職手当です。それから9節の退職給与引当金、これは退職手当の積み立てているお金でございます。

35ページをお願いしたいと思います。6目減価償却費1節有形固定資産減価償却費でございます。これにつきましては、それぞれの償却費ということでございます。

それから、7節の資産減耗費につきましては、固定資産の除却費1,887万6,858円ということで、配水管布設替工事等に伴う除却費ということで、主なものは芦ノ田浄水場の停止に伴う関連資産の除却になっております。

2款営業外費用でございます。1目の支払利息等で1節の企業債利息につきましては、過年度借り入れた企債の支払利息になっております。36ページをお願いいたします。2目の消費税1節消費税ですが、25年度納付税額でございます。

続きまして、特別損失でございます。過年度損益修正損でございますが、349万4,712円、主なものは

不納欠損金ということで、対象者373人分でございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。資本的収入支出明細書になります。まず、収入の部でございますが、1の企業債につきましては、1億3,100万円でございます。建設改良事業に充当してございます。

それから4項補助金の関係です。1の他会計補助金、これにつきましては一般会計からの繰入金ということでございます。2,873万5,000円。それから2目の国庫補助金につきましては、それぞれの改良事業等に伴う補助金でございまして、1,094万1,000円でございます。私からは以上です。

○**上水道課長** 引き続き38ページをお願いいたします。4条支出になります。1款資本的支出1項建設改良費2目配水施設費でございます。中段の18節委託料4,162万7,545円の主なものにつきましては、2つ目のポツ、片丘浄水場移設更新事業になります。新南内田配水池実施設計業務、RC造の330トンの配水池の業務設計委託料840万円でございます。3つ目のポツ、東山水系水道システム再構築事業につきましては、東山水系内の送配水施設の基本設計業務委託料1,029万円でございます。次のポツ、配水施設整備事業では、中央本線みどり湖駅構内第二こ線橋水道管更新工事を2,085万5,199円でJRと協定を締結しております。25年度分の出来高として1,005万4,570円の出来高払いをしまして、残りの1,080万549円につきましては繰り越しをしております。

次、22節工事請負費2億1,308万5,950円の主なものにつきましては、1つ目のポツ、送水施設整備事業につきましては、柿沢・小坂田水系間の連結管を整備しまして、小坂田水系のバックアップを行った連結管布設工事1,887万9,000円。2つ目のポツ、基幹施設耐震化推進事業につきましては、別冊の説明資料8ページをあわせてお願いいたします。基幹施設整備事業につきましては、郷原配水池応急給水拠点に続きまして、本市2カ所目となります床尾受水池の応急給水拠点として緊急遮断弁を設置し、応急給水拠点整備としまして5,498万8,500円でございます。3つ目のポツ、配水施設整備事業につきましては、同じく決算説明資料の9ページをお願いいたします。吉田地区の東西の配水ブロック化として長者原踏切の拡幅工事にあわせまして、JR横断間布設工事として4,162万2,000円、老朽管解消など、配水管改良工事7工区、1,237メートル分の配水管布設として6,537万3,000円。一番下の上水道関連舗装本復旧事業につきましては、市道県道堰南線ほか6路線の舗装面積6,630平米としまして3,222万3,450円でございます。

39ページをお願いいたします。3目浄水施設費、中段22節工事請負費でございます。2億5,455万5,650円の主なものでございますけれども、1つ目のポツ、浄水施設整備事業につきましては、2つ目の床尾浄水場動力制御盤更新事業1,890万円につきましては、老朽化した動力電灯分電盤、洗浄ポンプ制御盤などを更新するとともに、それぞれ施設内に点在していました盤を1カ所にまとめて維持管理の効率化を図ったものでございます。2つ目のポツ、片丘浄水場移設更新事業につきましては、浄水場への原水及び配水に係る導・送水管布設延長266メートル分の導・送水管布設工事2,203万9,500円。続きまして、浄水場築造にかかわります浄水池、流量計室、排泥調整池など、浄水施設築造工事の3,743万2,500円。続きまして、沈澱池、ろ過池、浄水池などを接続します総延長600メートル余の場内外配管布設工事6,421万8,000円。次の2つ下の浄水場の運転にかかわりますろ過流量計制御装置、次亜塩素素注入などの機械設備工事にかかわります5,200万6,500円が、片丘浄水場移設更新事業の関係でございます。下段のポツ、導水施設整備事業につきましては、原水の導水にかかわります導水管整備290メートル余の導水管改良工事1,260万

円でございます。また、片丘浄水場につきましては浄水施設が整ったことから、来週の9月の9日火曜日ですけれども、施設の通水式を現地で予定してございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、40ページをお願いいたします。4目の受託建設費でございます。22節工事請負費455万7,000円の主なものでございます。消防防災課からの依頼によります消火栓の新設、桔梗ヶ原地区で1基、あと更新が高出、金井、北小野でそれぞれ1基ずつで3基、あわせて4基の工事費392万7,000円でございます。

次の2款企業債償還金1目企業債償還金1節企業債償還金2億3,801万4,786円は、財務省財政融資資金元金償還金1億2,815万3,795円でございます。地方公共団体金融機構元金償還金1億986万991円でございます。

次の3款開発費1目開発費1節事業用システム開発費2,588万2,500円につきましては、平成10年度に導入しました上水道情報管理システム、水道施設を管理するマップシステムが庁内統合型GISに対応していないことや、導入後17年が経過してサーバーなどの部品調達が困難になっていることから、ハードウェア機器、サーバー、ハードディスク、無停電電源装置、編集用デスクトップパソコン、窓口対応閲覧パソコン、現場用のタブレットパソコン等を更新しまして、全庁型統合GISに対応したシステムの開発費でございます。私からは、以上でございます。

○**経営管理課長** それでは、21ページのほうへお戻りいただいてごらんいただきたいと思います。損益計算書になります。まず、1番の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益につきましては、1億6,792万802円でございます。その営業利益から3の営業外収益、それから営業外費用それぞれ控除いたしました経常利益につきましては、8,326万4,821円でございます。5番の特別利益はございません。6番の特別損失が332万8,298円でございますので、経常利益から差し引いた当年度純利益につきましては7,993万6,523円となっております。前年度繰越剰余金がなかったため、その当年度未処分利益剰余金ということで7,993万6,523円を26年度へ繰り越してございます。

1枚めくっていただきまして、22ページをごらんいただきたいと思います。下になります。4番、平成25年度塩尻市水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。先ほどの未処分利益剰余金7,993万6,523円を建設改良積立金へ積み立てるということで、本議会の議決をお願いするものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、24、25ページをごらんいただきたいと思います。貸借対照表になります。まず、資産の部でございます。1の固定資産、2の流動資産、3の繰延勘定、それぞれ合計額、資産合計が161億6,269万8,275円です。右のページ上部、負債の部でございますが、固定負債、流動負債、合わせた負債合計につきましては、5億2,781万2,913円となっております。下の資本の部でございます。6の資本金、7の剰余金、合わせました資本合計につきましては156億3,488万5,362円、負債資本合計につきましては、資産合計と同額の161億6,269万8,275円となっております。以上をもちまして水道事業会計の決算報告をさせていただきました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○**中村努委員** 決算説明資料の8ページ、基幹施設耐震化推進事業で、その中の課題に、応急給水拠点の配置整

備計画の見直しが必要と。今後の方針がCという評価になってますが、これは、どういう見直しになるのか、方向性わかりましたらお願いします。

○**上水道課長** 当初、市内に6カ所の応急給水拠点を整備するというので、奈良井川から西の部分になります。そちらにつきましては、既存の長崎配水池というところがございまして、ちょうど前の小曾部保育園の裏になりますけども、そちらのほうに当初応急給水拠点ということで計画をしておりましたけれども、あまりにも奥まっているという言い方をするとちょっと語弊があるんですけども、奈良井川よりもちょっと奥まっているので、もっと手前側のほうに、要は、応急給水拠点といいますと、どうしても住民の皆様がそちらのほうに行かなければいけないという形になりますので、長崎配水池ですと、その場所が遠いということもございまして、そちらの長崎の場所を見直すということでの記載でございます。今後の見通しですけれども、芦ノ田浄水場がちょうど休止という形で、今なっておりますので、芦ノ田浄水場の用地を利用して給水拠点ができないかということでの、今、検討をしておりますのでございます。以上です。

○**中村努委員** 今後予定しているその6カ所、全部で6カ所というのは変わらないということで、ちょっとちなみに6カ所ってどこか、ざっと教えてください。

○**上水道課長** まず郷原配水池と床尾浄水場の受水池につきましては終わりました。それであとは、上西条配水池というのが、国道153と上西条の浄水場のちょうど間にあるんですけども、それと、片丘西部配水池というところがございまして、それが、ちょうどアスティかたおかへ上っていく途中のところに給水タンクがございまして、上西条配水池と片丘西部配水池につきましては、もう緊急遮断弁が設置してございますので、今年度、応急給水拠点として2カ所整備する予定でございます。その後につきましては、今、吉田の深井戸というところを応急給水拠点として整備する予定ではおりましたけれども、ここにつきましても非常に敷地が狭いのと、あと実際に住民の皆様方が給水に来られたときに、その確保ができるかということ、それも非常に難しいものがございますので、ちょうど長者原の防災センター、コミュニティセンターですか、そちらのほうに集会所と言いますか、施設ができましたので、そこをうまく利用できないかということで、そちらのほうもうまく活用しての給水拠点ができないかということでの検討も今しておりますので、先ほど長崎の話もさせていただきましたけども、吉田のほうの拠点の部分につきましても今検討しております。それと、今の芦ノ田浄水場でどうかということでの6カ所でございます。

○**委員長** よろしいですか。ほかにはありますか。

○**永井泰仁委員** 28ページと30ページのこのボトルドウォーター製造委託料が173万5,650円で、これが30ページに載ってて、28ページのボトルドウォーター販売収益は101万9,680円ですが、2万本製造の予定で、売ったのが1万878本ですが、この差額はどこでどのように管理をされてますか。イベントか何かで配布してないのかどうか。

○**経営管理課長** 販売に伴うものは、ここに書いてあるとおり1万878本です。製造が2万本ということで、その差があるわけなんですけども、本来の目的は、販売もそうなんですけども、塩尻市の水道水をPRということで、無償提供という部分もありまして、そんな関係で市が主催する会議とかですね、イベントなんかでは無償という形でお渡しをしてPRをしているという状況でございます。

○**永井泰仁委員** 無償もいいけど、これからいくと約半分の1万本分をどっかへ提供をしているようにとれます

し、それから、監査委員の指摘を見ますとね、貸借対照表の流動資産に、いわゆる貯蔵品で残っている分が計上がないということで、えらいきつく指摘をされていますが、この辺はどういう見解をとられますか。今後きちっと計上するのか、あるいは、イベントやなんかで無償で配るのがね、配ってこうだとか、いずれにしてもある程度在庫に残っているのをはっきりさせたほうが私もいいと思うんですが、どうでしょうか。

○**経営管理課長** 監査委員のほうからは、確かに貯蔵品という形で載せるというような形の所見をいただいております。無償配布するボトルドウォーターもありますし、販売する形です、している部分もございます。そういうそれぞれの関係がございまして、会計のですね、事務処理上のですね、今後検討をしてですね、検討していきたいというふうに考えております。

○**永井泰仁委員** これまでは試作品というね、概念でしたから。もしそういうことになれば、今後ある程度続けていくようになれば、在庫の帳面みたいなものをつくって、その辺がね、明確になるように、ちょっとやってもらいたいと思います。要望でいいです。

○**委員長** ほかにありますか。

○**副委員長** 教えてください。浄水場のスラッジというのは、大体どのくらい年間出てくるんでしょうか。500万という計上されてますけど、量とか、どんなものがあるのか教えてください、勉強のために。

○**上水道課長** 平成24年度につきましては430トン余、25年度につきましては482トン余という形になっております。これにつきましては、原水の濁りににつきましては、粒子状物質と言いまして、主に土の中に含まれるシルト分とか、そういったものが含まれます。それをポリ塩化アルミニウムというPACという凝集剤を注入させていただきまして、電荷によるフロックというものを形成させて、それを沈殿させるというのが、言ってみれば発生土として、そのフロックが凝集されて、それを排泥調整池というところに一旦ためまして、そこである程度濃縮をしてから、その土を搬出するという形になりますので。当然、水処理をするについては、井戸水では発生しないものでございます。井戸はそのまま滅菌して配水しますので、そういったものでは発生しませんけれども、上水処理の急速ろ過池を有しているものについては浄水発生土が発生するものでございます。それとあと、緩速ろ過池につきましては、沈殿池がございまして薬品は注入しませんけれども、沈殿池で主なシルト分の落ち葉とかそういったものを沈殿させて、それをろ過池へ行きますけれども、緩速ろ過池につきましては、ろ過閉塞を起こしますと、それを突き取りをしますので、薬品注入に伴うスラッジというものは発生しませんけれども、沈殿池での自然の土がスラッジとして発生するということになりますので。これも、新しい片丘浄水池へ行っただけですとわかりますけれども、排泥調整池を用意してございまして、そこで一旦排水をして、上水を捨てて、そこにため込むということで、それを今度濃縮をしてバキュームで吸い上げて処分するということになります。

このスラッジの処分のほうですけども、昨年度は、フロンティア・スピリットE・P・Sというところで受託をしておりまして、このスラッジにつきましては、乾燥させた後、建設資材等の材料に使われているというふうに確認しております。以上でございます。

○**副委員長** そのときの、処理するときのあれは重量でやってらっしゃるんですよね。すると、乾燥度っていうところのチェックはしてるのでしょうか、しないのでしょうか、いわゆる含水率です。

○**上水道課長** 長野県企業局の本山浄水場のような大きな浄水場でございますと、天日乾燥床と言いまして、言ってみれば、塩をつくるのと同じですね。水をまいて、蒸発させて、塩の結晶をつくるというような形のものが、今度は、浄水場のスラッジ、排泥したものについて水分を乾燥させて、土を濃縮するという形の天日乾燥床を持っていただいいんですけれども、うちのほうの施設につきましては、非常にそういった施設規模ではない。1日の処理量が1万立方メートル以上ですと、そういったものをつけなければいけないというような形になりますけれども、塩尻の施設はそういった規模でございませんで、排泥調整池で濃縮するというような形になります。濃縮と言いますと非常に聞こえはいいんですけれども、乾燥率につきましては、ほとんど97%とか、非常に多いものでございませんで、乾燥するところまでは行っておりませんで。処理につきましては、バキューム車が来まして、10トン級のバキュームが来まして、バキュームで吸い上げるという形で処理をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○**委員長** よろしいですか。ほかにはありますか。

○**永井泰仁委員** 38ページの工事請負費の中で、送水施設整備事業の柿沢・小坂田水系間連結管布設工事をされてますが、これは、今までの柿沢のポンプアップがしなくてよくなったのか、その効果というか、改良された点はどういう点になりますか、連結したことによる。

○**上水道課長** 効果と言いますと、小坂田配水池につきましては松塩水道用水だけの水を頼りにしておりましたので、まず松塩がとまったときには、もう全くほかからの送水ができないということになりますので、まずそれを解消しようということで、柿沢水系につきましては、松塩水道用水と上西条水系からのポンプアップで水を補水させていただきます。ですんで、もし松塩水道がだめでも、上西条から柿沢へも補水しておりますので、その部分につきまして、今度小坂田のほうの、ちょうど小坂田公園の裏になりますけれども、小坂田池からちょうど配水池のところまでがつながってないものですから、それを延ばしまして小坂田配水池のほうに入れるという形での、松塩の流入管を利用しての接続になりますので、松塩がとまったときには松塩の管をとめて、管を切りかえて入れるという形でのバックアップという形になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

ないようですので、ここで自由討議を行いますが、ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。

議案第8号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第8号平成25年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、全員一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。次に進みます。

議案第9号 平成25年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○**委員長** 議案第12号平成25年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定を議題とします。説明を

求めます。

○**経営管理課長** それでは、決算書の46ページをお願いをしたいと思います。概況ですけれども、こちらにつきましても本会議で部長より説明がありましたので、省略をさせていただきます。

49ページです。議会議決事項等が記載をされております。それから、52ページから55ページには、工事関係の一覧になっております。それから、56ページから58ページにつきましては、業務内容の一覧でございます。59ページには契約金額1,000万円以上の工事の関係、60ページには委託200万円以上の関係が記載をされています。61ページが企債の概況ということで、借入状況、償還状況等を記載してございます。

それでは、74ページをお願いをしたいと思います。収益費用明細書税込みでございます。収益の部で主な内容について御説明を申し上げます。まず1款の下水道事業収益1項営業収益でございます。下水道使用料でございますが、14億2,371万6,970円でございます。前年度対比2,021万9,520円の減、1.4%の減となっております。収納率につきましては、全体で95.6%で、前年度対比0.3ポイントの増でございました。

他会計負担金につきましては、総務省の繰出規準に基づく一般会計からの繰入金でございます。私のほうからは以上です。

○**下水道課長** 私からは費用の部、75ページになりますが、その主なものについて説明をさせていただきます。1款下水道事業費用のうち1目管渠費の18節委託料のうち上から2つ目の黒ポツ、マンホールポンプ場維持管理業務委託1,708万1,610円でございますが、塩尻処理区、榑川処理区のポンプ場137カ所の維持管理委託料でございます。

次に、21修繕費のうち、一番上の黒ポツ、マンホールポンプ修繕費1,411万5,381円でございますが、非常通報装置の交換、マンホールポンプの取りかえ等の修繕を行ったものでございます。

次に、2目の浄化センター費でございますが、76ページをお願いいたします。18節の委託料のうち下から4つ目の黒ポツ、運転管理業務委託8,820万円でございますが、浄化センターの管理を日本クリーンアセスに委託し、13名の職員によりまして運転操作、保守点検、管理を行ったものでございます。その下の黒ポツ、脱水ケーキ収集運搬処理委託1億1,412万2,298円でございますが、これにつきましては、5,324トンの汚泥の処分に係る委託料でございます。主な処分といたしましては、セメント材料といたしましてセメント処理会社に処分を委託したものでございます。また、沈砂等を含む汚泥につきましては、焼却処分を行う業者へ委託したものでございます。

77ページをお願いいたします。21節修繕費のうち、一番上の黒ポツ、施設修繕費4,143万692円でございますが、脱水機のオーバーホール、汚泥ポンプ制御装置部品交換、スクラムかき寄せ機部品交換等を行ったものでございます。

その下の24節動力費5,380万9,905円でございますが、浄化センターで使用した電力使用料でございます。

その下の25節薬品費4,507万6,683円でございますが、これにつきましては施設で使います薬品で、脱臭剤あるいは活性炭等を購入したものでございます。

次に、3目の小野水処理場費でございますが、辰野町へ委託しております北小野地区の汚水処理であります。

小野水処理センターに係る辰野町への管理委託で、1,999万5,469円でございます。

次に、4目の櫛川処理場費の18節の委託料のうち、上から3つ目の黒ポツ、汚泥収集運搬業務委託料725万1,536円でございますが、櫛川処理場で発生する汚泥を衛生センターまで運搬する委託料でございます。昨年の実績でございますが、1,150キロリットルを1キロリッター当たり6,300円で委託を行ったものでございます。私からは、以上でございます。

○**経営管理課長** それでは、78ページをお願いいたします。8目の業務費になります。32節負担金ですが、4,790万9,000円。下水道使用料の徴収事務委託ということで水道事業会計へ負担金として支払っているものでございます。

80ページのほうをお願いをしたいと思います。10目の減価償却費でございます。有形固定資産の減価償却費8億3,673万1,258円、それから39節無形固定資産減価償却費174万6,628円ということで、これにつきましては、特管、木曾広域連合で実施しました汚泥集約処理施設に伴う減価償却費でございます。

11目の資産減耗費、固定資産除却損2,003万2,713円につきましては、櫛川特管の污水管、それから浄化センターの機械装置等の除却費でございます。

2項の営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費1節の企業債利息でございます。4億8,907万1,235円ということで、これにつきましては61ページに償還状況が載っております。利息の償還でございます。81ページをお願いいたします。消費税につきましては4,304万8,016円ということで、25年度の納付額でございます。

3項特別損失、過年度損益修正損でございます。675万7,240円につきましては、不納欠損金ということで、対象者473人等の欠損金でございます。

続きまして82ページをお願いをしたいと思います。資本的収入支出明細書になります。まず、収入の部でございます。1款の資本的収入、企業債でございますが、建築改良事業に充当した企業債ということで7,550万円でございます。それから、あわせて資本費平準化債ということで3億1,000万円でございます。

3項の負担金につきましては、1の1節の他会計負担金でございます。総務省の繰出規準によりまして一般会計からの繰入金をしているものでございます。2億2,799万8,000円でございます。続きまして、受益者負担金につきましては1,641万2,320円でございます。

4項の補助金でございます。他会計補助金につきましては、これも一般会計からの繰入金ということで387万5,000円、地域の元気臨時交付金、国の補正予算、経済対策で行われたそれに伴う繰入金でございます。

2目の国庫補助金につきましては、浄化センターの建設工事委託、マンホール鉄蓋の交換等の24年度繰越分に相当する補助金等でございます。7,925万円でございます。私からは以上です。

○**下水道課長** それでは、82ページをお願いいたします。資料につきましては27、28ページをお願いいたします。支出の部になります。1款資本的支出1項建設改良費でございます。1目の公共下水道事業管渠施設費の18委託料のうち、上から6番目の黒ポツ、下水道台帳システム整備業務委託料1,186万5,000円でございますが、下水道台帳をデジタル化するために、管路施設の調査、データ入力を行ったものでございます。その下の黒ポツ、塩尻市公共下水道総合地震対策計画策定業務委託1,341万円でございますが、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための耐震診断や被害予測、ハザードマップ等の作成を行ったものでござ

います。

その次に22工事請負費のうち、下から2つ目の黒ポツ、下水道関連舗装本復旧事業3,636万450円でございますが、下水道工事により傷みの激しい路線を中心に8,574平米の施工をしたものでございます。

84ページをお願いいたします。3目処理場建設費、18委託料のうち、一番上の黒ポツ、塩尻市浄化センター建設工事施工委託7,831万5,500円につきましては、浄化センターの第2期改築工事を日本下水道事業団に委託したものでございます。機械棟の耐震改修、重力濃縮槽、監視制御設備等の建設工事を委託したものでございます。

その次の6目、18委託料のうち、上田地区の不明水調査委託料388万5,000円につきましては、地区内の3カ所へ流量計を設置し測定をしたものでございます。私からは、以上でございます。

○**経営管理課長** それでは、85ページをお願いいたします。2項の企業債償還金でございます。14億5,001万5,360円です。企業債の償還金、資本費平準化債償還金等で、過年度に借り入れた企業債の元金分の償還でございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、68ページへお戻りいただきましてごらんいただきたいと思います。損益計算書になります。税抜きで記載をしております。

1の営業収益から2の営業費用を差し引きました営業利益につきましては、5億5,732万295円でございます。営業外収益それから営業外費用それぞれ控除した経常利益につきましては、6,912万1,026円となりました。特別損失。647万9,191円、経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益につきましては6,264万1,835円でございます。そのまま当年度未処分利益剰余金といたしまして、同額を26年度へ繰り越しをしております。

69ページをお願いいたします。下のほうで、4番の平成25年度塩尻市下水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。先ほどの未処分利益剰余金6,264万1,835円を減債積立金の積み立てとして行うことを議会の議決をお願いするものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、71、72ページをごらんいただきたいと思います。貸借対照表です。税抜きで記載しております。まず資産の部でございますが、固定資産、流動資産、繰延勘定、それぞれ合わせました資産合計につきましては、474億4,679万5,019円でございます。負債の部です。固定負債、流動負債、合わせました負債合計につきましては、25億6,890万4,818円。資本の部でございますが、資本金、剰余金、合わせました資本合計につきましては、448億7,789万201円、負債資本合計は、資産合計と同額の474億4,679万5,019円となっております。以上で、下水道事業会計の説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

○**丸山寿子委員** お聞きしたいんですが、83ページのところで、18の委託料のところの説明で耐震診断ということが言われたかと思うんですけど、その結果はどうだったのか。それから、ハザードマップということですけど、それは市民の生活にも役立つ部分があって活用されているのかどうか、その辺教えてください。

○**下水道課長** 耐震診断の結果でございますけれども、処理場管路網を中心にいたしましてレベル2という部分がございますが、その部分まで耐えられるかどうかという部分について管路網等を検討いたしました。それと、

管路につきましては、幹線管路を中心にですね、可とう管とかマンホールの浮上対策をするということで策定のほうがまとまっております。というのが結果でございます。

それと、ハザードマップにつきましては、塩尻市全体の管質の中で、液状化という部分が管路に対しては重要なダメージを与えることとなりますので、その部分について管路対策をどうするかということででき上がっております。基本的には、塩尻についてはあまりよくないという結果が、よくないと言いますか、液状化も伴うということでまとまりがあります。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○丸山寿子委員 ちょっとわかりにくいというか、液状化で、だからマンホールにとってよくない。つまり、よく災害のときには、マンホールのところに落ちる方とかいて、そういう意味でちょっと市民には影響っていう、ちょっと聞いたんですけど。ちょっとよくその辺がわからないんですけど、もうちょっとわかるように教えてください。

○下水道課長 液状化に伴いますマンホールのダメージと言いますのは、マンホール自体が浮き上がってしまうという現象のこと。ディズネーランドのところにも発生した現象でございますけれども、そういう現象が見られるということと、管がデコジャクしてしまうものですから、それを吸収するために可とう管を入れていくことでございます。

○委員長 いいですか。ほかにはありますか。

○中村努委員 ちょっと関連しますけど、そういう結果を受けてどういう対策を考えていらっしゃいます。

○下水道課長 長寿命化事業の中で計画的にそれを解消していくということになっております。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

○永井泰仁委員 下水道全般の経営の中で、流動比率が、24年度が236.1が25年度は709.5ということでよくなってるわけですが、これは流動負債がなくなってきていい結果なのか、資産なのか、その辺はどちらですか。

○経営管理課長 流動負債の未払金が今大きく減ったということが大きな理由です、今年度は709.5という形になっております。

○永井泰仁委員 未払金が大きく減ったということは、それをもうみんな処分しちゃったのでという、そういう解釈ですか。

○経営管理課長 担当のほうから説明申し上げます。

○総務係長 今の流動比率の関係でございますけども、課長の言っているとおり未払金が減っております。主な未払金の減ったものには、昨年と比べますと、処理場の建設にかかわる委託料が昨年2億5,000万ほどありましたが、それがなかったこと。あわせまして、昨年は簡易保険の企業債が4月1日に支払いになってございまして、それが2億円ほどありましたが、ことしはそれが3月31日までに支払いが完了しているということで、その部分で大幅に未払金が減ったものでございます。

○永井泰仁委員 じゃあ、経営状態はよくなったということで理解しておきます。わかりました。

○委員長 ほかにありますか。

○金子勝寿委員 ちょっと毎年、監査委員会からの審査意見書に書かれていることなんですけど、こちらの審査意

見書の78、79ページにある、要はあれですね、公営企業職員と市長部局の職員の兼任や兼務があってはならないことであると考えられるということで、前段はいろいろ書いてありますが、要は、企業会計のところへ職員という形で、これ、書いてあるんですが、監査委員ではこういう認識で、要は違法状態だと認識して言ってるけど、本当は総務委員会で扱ったほうがいいんでしょうが、当局としては、現状は特にいわゆる人事上は問題ないって考えているのかどうなのか。他市でもいわゆる事業部制を当市はしているんで、水道事業局っていう形ではないので、それはもう特に問題ないっていうのか。その辺、毎回毎年出てくるから、現状で当局のほうが変える必要がないと考えてるのだったら、その理由も含めて言っていたら、これ、多分もし違法だったら、例えば行政、ちょっと特殊なマニアの市民の方から、これはおかしいよと言われた場合、負けるかもしれないし。その辺、多分総務委員会で扱うところでしょうが、ちょっと簡単に答弁いただければと思います。

○水道事業部長 今、御指摘いただきましたとおり、毎年、例年のとおり監査委員のほうからですね、御指摘いただいています。これについては、私どもの考え方もですね、伝えてはございますけども、なかなかその辺のところ、お互いの部分のところは今のところ調整できていないというところ。特に、下水道事業、今回はですね、衛生センターをですね、傘下に入れておりますので、下水道事業のほうでも記載させてございますが、これ一番最初にですね、指摘されたものは水道事業のほうでございまして、ちょうど御承知のとおり私どものほうは地方公営企業法を適用した水道事業とですね、適用していません簡易水道事業、こちらのほうを上水道課のほうで対応していると。この中で、職員ですね、企業職員と市長部局の職員がっていう部分のところの御指摘をいただいているんですが、この体制について私どもも調べております。

これにつきましては、ちょうどですね、地方公営企業法実務ハンドブック、これは第一法規のほうで出されている書物でございますが、こちらの中でも明確にですね、水道事業に従事する公営企業職員と簡易水道事業に従事する市長部局の一般職員を同一職員が兼ねることにつきましてはですね、企業職員は管理者、市長になりますが、が任命するものであり、地方公共団体の他の職員と任命者を異にしますがと。要するに、通常の市長部局が行う権限を持つ市長さんと、公営企業の権限を行う市長さんですが、異にするという部分でございますけども、企業職員と他の職員の併任を行うことは差し支えないと、これ明確に記載されております。当然こういう部分のところがございますし、もうちょっと今度は現実的な観点から物事を考えたいというところがございます。特に水道事業の場合、簡易水道事業もですね、水道法に基づく事業でございまして、目的は全く同じです。市民の皆様に対する水道水の安定供給という全く同じ事業目的でありながらですね、ただその部分の指摘されている部分のところありますけども、逆にこれをですね、他の部署で行っていくほうが市民益に資するののかという観点から見た場合ですね、これ一緒にやっていったほうが間違いなく効率的でございますし、簡易水道事業と上水道事業の話になって恐縮ですけども、簡易水道事業もですね、平成28年度にはもう既に上水道課のほうへ統合しようということで進めております。

この辺のところを踏まえればですね、ちょっと今のところ意見の相違はございますけども、今の現行体制を続けていくほうがですね、市民益に合うものというぐあいに解しております。

○金子勝寿委員 簡易水道とかは統合していけばそれで済むのかなとは思いますが。今のハンドブックの解釈ではね、兼任は特に問題ないということで。ただ、これだけしっかり書かれてくるとですね、こっちのほうが、法解釈の話なものですから、もう少しこの表現が、逆に監査委員のほうに納得するような論拠なりをきちんと

定期監査で話をしてもいいんじゃないかなと思います。いずれにしても研究してみたいと思います。

○水道事業部長 今、御指導いただきましたとおり、さらにその辺のところを精査してですね、今後対応してまいりますので、よろしくをお願いします。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

○中村努委員 直接決算には関係ないんですけども、地下水の利用の関係なんですけど、市内の企業の中には、地下水を多く使って水道水は全く使わなくて、下水だけは、下水だけの契約でやってるといふようなところもあるように聞いてるんですが、そういう契約っていうのはあるんですか。

○経営管理課長 委員おっしゃるとおりに、地下水のみでやってるといふ企業は幾つかあります。

○中村努委員 そういう場合は、下水道だけの契約で、市のルールとしていいということになってるわけですか。

○経営管理課長 特に契約書を交わしていることではないんですけども、水道料金、下水道使用料それぞれ算出するに当たってですね、控除する部分は控除という形で算出をして請求をしているということです。ですから、地下水を使ってそれを下水道に流してれば、下水道使用料として取ってきますし、自己処理しているとなれば、水道料金からは当然かからないという形になります。

○中村努委員 普通ね、上水道の使用量から下水道料金って決まってくると思うんですけど。上水道契約してなくて下水だけというのは、どういうカウントの仕方をするんですか。

○経営管理課長 率につきましては、当然、井水をどのくらい使っているかということで子メーターをつけさせてもらって、指針を検針しております。それに基づいて料金の算出の判断をしますと。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか

それでは、ここで自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。

議案第9号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号平成25年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、全員一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。

この際、申し上げます。10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時12分 再開

○委員長 休憩を解いて再開いたします。次に進みます。

○下水道課長 申しわけございません。先ほどの答弁の中で一部訂正がございますので、訂正をさせていただきたいと思います。先ほど、丸山委員の質問の中の答弁で、私、第1次長寿命化事業で事業を進めるということをお申し上げしましたがけれども、正確には、下水道施設耐震化推進事業で27年度より着手してまいりたいと考えてお

りますので訂正をお願いいたします。丸山委員ではございません、中村委員でございました。済みません。

○委員長 よろしいですね。

議案第10号 平成25年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定について

○委員長 議案第10号平成25年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、決算書の101ページをお願いしたいと思います。概況につきましては省略をさせていただきます。103ページ議会議決事項、それから106ページからは工事概況等、107ページは業務内容、それから109ページには工事の契約内容等が記載をされておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、122ページをお願いしたいと思います。収益費用明細書になります。収益の部でございます。主な内容を説明させていただきますが、1の農業集落排水事業収益でございます。1項の営業収益、農業集落排水施設使用料でございますが、1億478万6,080円、前年度対比116万1,110円の減、1.1%の減でございました。収納率につきましては、全体で98.1%、前年度対比0.1ポイントの増でございました。

それから他会計負担金につきましては、1億9,592万1,000円ということで、一般会計からの繰入金でございます。私からは以上です。

○下水道課長 それでは、123ページをお願いいたします。私からは費用の部になりますが、その主なものについて説明をさせていただきます。1款農業集落排水事業の1項営業費用1目管渠費のうち18委託料の一番上の黒ポツ、マンホールポンプ場維持管理業務委託料402万6,960円でございますが、7農業集落排水区域にありますマンホールポンプ場61カ所の点検、清掃等の委託料でございます。

その下の2目浄化センター費のうち、18委託料の一番上の黒ポツ、農業集落排水処理施設維持管理業務委託料1,365万でございますが、農集7処理場の管理委託料でございます。その下の黒ポツ、1,428万9,432円でございますが、農集の各処理場で発生しました汚泥を衛生センターまで運搬をした委託料でございます。私からは以上でございます。

○経営管理課長 それでは、124ページをお願いいたします。5目の業務費32節負担金でございますが、510万7,000円。使用料徴収経費の負担金ということで水道事業会計のほうへお支払いしているものでございます。

125ページをお願いいたします。7目の減価償却費につきましては、1億3,383万8,704円でございます。それから、資産減耗費261万1,920円。設備更新工事に伴う除却費でございます。

1枚めくっていただきまして資本的収入支出明細書になります。収入の部でございます。1款資本的収入3項負担金でございます。他会計負担金ということで5,462万円、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして127ページになります。支出の部でございますが、建設改良費ということで、1目農業集落排水事業管渠施設費、工事請負費の関係、それから処理場の建設費の工事請負費の関係でございます。

企業債の償還金でございますが、1億9,171万1,890円。過年度に借り入れた企業債の元金分の償還でございます。

116ページへお戻りいただきごらんをいただきたいと思います。損益計算書、税抜きでございます。1の営業収益から2の営業費用を差し引きました営業利益につきましては、7,617万8,306円でございます。営業利益から、3の営業外収益を加えまして4の営業外費用を差し引いた経常利益につきましては、626万4,843円でございます。経常利益から6の特別損失5万7,620円を差し引いた当年度純利益につきましては、620万7,223円ということで、前年度繰越欠損金が2,029万6,281円ございますので、合算された当年度未処理欠損金につきましては、1,408万9,058円ということで、次年度へ繰り越しをしているものでございます。

それでは、119、120ページをお願いをしたいと思います。貸借対照表になります。資産の部です。1の固定資産、2の流動資産、合わせた資産合計につきましては84億2,458万4,560円。右のページ、負債の部でございますが、固定負債、流動負債合わせました負債合計につきましては、3,524万3,825円。資本の部ですが、資本金、剰余金を合わせました資本合計は、83億8,934万735円ということで、負債資本合計につきましては、資産合計と同額の84億2,458万4,560円となっております。以上をもちまして農業集落排水事業会計の決算報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。ありませんか。

○中村努委員 何もなければ、今さらって質問をしますけど、農業集落排水の対象区域と公共下水の対象区域ってというのは、どういう分け方なんでしょうか。

○下水道課長 下水道の中には、公共下水道区域がございまして、その中に塩尻処理区と片丘、特環とっておりますけれども、特環で片丘それと檜川というのがございます。農業集落排水というのは、本山、小曾部、宗賀南部、岩垂、勝弦、東山、贄川ということで農業集落排水処理区7区ということでやっております。農業集落排水処理区というのは、農林水産省の管轄で昔設置して、下水道事業をすすめた範囲でございます。公共下水道の範囲につきましては、国土交通省のほうで認めていただいた区域の中でやっているということでございます。

○中村努委員 下水道をどこで引いたかということなんでしょうけれども、新たに下水道を引く場合にですね、何が規準で変わるんですか。

○下水道課長 土地の利用区域とか、利用区分ですか、それで決めたというふうに認識はしております。申しわけございません、ちょっと。

○中村努委員 済みません、わかりにくい質問で。要は、市街化区域の皆さんは都市計画税を払って、割と受益者負担金を安めに設定していただいているようなところがあると思うんですね。農集排の皆さんってというのは、面積多いところは安上がりになってるかもしれないけれど、宅地面積が狭いようなところは相当多額な受益者負担金払って加入してるわけですね。そういう中であって、市街化調整区域で公共下水が入っているようなところがあるわけですね。ちょっとその辺、ちょっと不公平じゃないかなというような印象があったものですから、その辺の考え方をお聞きしたんですが。

○水道事業部長 まず受益者負担の関係なんですけれども、公共下水道事業関連の特定環境保全公共下水道事業ってというのが、市街化調整区域も対象にですね、下水道事業のほうで進めてますけども、こちらのほうの受益者負担というのは、農業集落排水事業、約750円近辺の金額になってまして、市街化区域に比べたら相当高くなると、先ほどの話のとおりです。それと、農集排のほうもですね、大体50万から60万弱くらいのところ

までで、1戸当たりという形の受益者負担金になるんですが、大体その辺のところを面積で見ますと、大体調整区域のほうと合ってるという状況がありますし、ほぼ同等な負担をしていただいているというぐあいに認識しております。

ただ、どういう箇所が、地域においてどの区域がという部分のところなんですが、これは、市域全体をですね、当市の関係部署で調整する中で下水道マップっていうのをつくっております、当然、市街化区域は公共下水道事業、市街化調整区域につきましては、後年ですね、国のほうで特定環境保全公共下水道っていうのが事業化されていまして、これ調整区域のほうでできるようになってますけども、人口密度の制限等がございます。それのできる場所は、その事業でもやっていくでしょうし、あとは、先ほど課長のほうから説明ありましたとおり、農林水産省のほうではですね、やっぱり農村地域においてもですね、下水処理というのは進めるべきだということで事業化されておまして、農業振興区域の農業集落を対象にですね、農業集落排水事業というのを事業化されておまして、塩尻市とすればですね、なるべく早く市民の皆様が下水道を使っていただきたいということで、各地域の特徴を捉える中で下水道マップをつくりまして、ここは公共下水道事業の区域、これは公共下水の特環の地域、こちらは農業集落排水事業の区域というような形で分けてます。なお、その区域外のところもでございます。それにつきましては、その投資額の問題、例えば集合処理のほうがいいのか、個別処理のほうがいいのかという関係になってこようかと思いますが、農集排も公共下水のほうも、こちらのほうは集合処理で汚水を処理すると。ただ、これにつきましては、著しく離れた家屋等につきましてはですね、これはもう個別処理でやっていただいたほうが効率的であるという形で、そちらのほうもですね、下水道マップの中で集合処理しない区域として、以外の区域としてですね、個別処理の区域のほうも市域で分けてございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。ありませんか。

ないようですので、ここで自由討議を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。

議案第10号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第10号平成25年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。次に進みます。

議案第17号 塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第17号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料の19ページをお開きください。議案第17号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例。1提案理由、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年10月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものでございま

す。

概要につきましては、法律の題名を改めるものでございます。

1 ページお開きいただきたいと思います。市営住宅管理条例の5条、入居者の資格ということで(5)のところでございますが、中国残留邦人等及び特定配偶者を加えたものでございます。中国残留邦人等と長年にわたり苦労をともにしてきた特定配偶者を加えたものでございます。特定配偶者とは、事実上婚姻関係と同様の事情にある者でございます。

1 ページまたお戻りいただきたいと思います。条例の施行としましては、平成26年10月1日からの施行というものでございまして、今回の市営住宅管理条例の上位法であります法律の題名が変わったものでございます。以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見はありますか。ありませんか。

それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。

議案第17号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第17号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第21号 塩尻インキュベーションプラザの指定管理者の指定について

○委員長 議案第21号塩尻インキュベーションプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。説明を求めます

○商工課長 それでは、議案関係資料の29ページをお開きください。議案第21号塩尻インキュベーションプラザの指定管理者の指定についてでございます。

1番の提案の理由でございますが、塩尻インキュベーションプラザの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

2番の概要でございますが、塩尻インキュベーションプラザの指定管理者に、次の者を指定するものでございます。(1)番、施設の名称につきましては、塩尻インキュベーションプラザでございます。(2)番、施設の所在地、塩尻市大門八番町1番2号。(3)番の指定の相手方でございますが、塩尻市大門一番町12番2号、一般財団法人塩尻市振興公社、理事長加藤廣。(4)番の指定の期間でございますが、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

このインキュベーションプラザにつきまして、設置の目的でございますが、情報技術関連産業におきまして専門的な知識、経験を有する企業、大学との連携、それから創業支援、人材育成を行う環境を整備することによりまして経済の活性化に資するために設置されているものでございます。現在、平成24年度に策定いたしました工業振興プランの中で、ICTを含めた先端革新技術分野の実現に向けて産業支援機関と連携して取り組むこととしております。

建物でございますが、平成19年1月に稼働いたしまして、現在8年目でございます。平成21年度までは塩尻市のほうで運営をしてまいりまして、平成22年度から5年間、振興公社に指定管理を現在行っているものでございます。施設のインキュベーションオフィスにつきましては、現在13室ございまして、満室になっておるところでございます。指定管理料につきましては、平成25年度決算ベースでいって739万8,000円となっております。

7月15日に選定審査会をお開きいただきまして、4名の委員さんから選定をいただいたところでございます。結果でございます。145点満点中、105.5点ということでございまして、100点満点に換算しますと72.8点ということでございます。その中の主な選定理由でございますが、入居企業への支援やサービスの提供が評価できる。また、企業や大学、SHIPとの連携がとれている。産学官連携の取り組みが評価できる。産学官連携とあわせて市内企業の育成にその影響力が期待できるというような評価によりまして、選定審査会のほうで選定をいただいております。御審議のほどをよろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。ありませんか。

それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。

議案第21号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第21号塩尻インキュベーションプラザの指定管理者の指定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第22号 財産の処分について

○委員長 議案第22号財産の処分についてを議題とします。説明を求めます

○建設課長 それでは、議案関係資料の30ページをお開きください。財産の処分。1、提案理由でございます。旧渋沢団地跡地宅地分譲についての土地を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、8月6日の議員全員協議会のほうで建設事業部長のほうからも御説明があったとおりで、多少ダブリますが、お願いしたいと思います。

旧渋沢団地跡地ということで、プロポーザル方式により事業者を決めたところでございます。参加事業者は2者ございました。その中で、米窪副市長を委員長として5名の委員により提出書類による審査等、ヒアリング等を行い審査を行いました。定性的審査ということで、コンセプト、宅地の販売、整備計画及び現場の管理方法、市への貢献度、定量的審査ということで、借受希望価格による評価ということで評価をいたしました結果、東筑摩郡山形村のサンエネック株式会社が最も高い評価を取って、今回、処分をすることで決定となりました。そのため、今回の議会の議決を伴いますので、よろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見はありますか。

○永井泰仁委員 処分する土地の中に、集会所の部分の土地はどういうふうな取り扱いになってますか。この中

へ一括で入っているのかどうかというのですが。

○建設課長 委員、御指摘のとおりでございます。その中に入っております。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 私のほうからはですね、これ、サンエネックに仕事をお願いする、全部処理してもらったんですが、その後ですね、先日もちょっと課長のところへ行って話したんですけども、下請は当然、畳の部屋もあったり。実は畳組合さんから私のほうへ来て、市長のところへ一緒に行って話した件ですが、実際、塩尻市からこういう仕事が出て、それが下請けがどこへ行ってるかという中で、畳組合さんも仕事があんまり来てないということでちょっと調べてもらったら、そんなに実際仕事がなかったっていうことでしたけども。もちろん、あともう1個、いわゆるこういった塩尻市の仕事の中で、元請に出して、それがどこへ仕事が行ってるかということまで、ちょっと調べてもらいたい希望があります。実際、看板につきましても、大きな看板になりますと、塩尻市内の看板屋にはおりにかないようですので、今回のこの渋沢団地につきましても、当然和室もあったりしますので、畳商業組合さんの気持ちをくんでですね、ちょっと一言言わせてもらいますが、その辺については何か契約のときに付帯条件でもつけてですね、塩尻市の企業を育てる意味もあって、何かそんなことができるかどうか、もう一度確認します。

○建設課長 今回の選考したときのヒアリングの中で、サンエネックさんのほうにもぜひ地元の企業を使ってくれということで要望を出しました。向こうもそのようなことはしたいというお言葉だけいただきました。民間事業でございますので、私どもも調べほうけは調べてはありますけれど、そういう要望もさせていただいて、なるべく市内の業者が元気が出るようにやりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副委員長 力強いお言葉、ありがとうございます。

○中村努委員 サンエネックさんということで燃料会社ですが、宅地分譲する際に、燃料系の設備等を条件にして販売するとか、そういうことはあるわけですか。

○建設課長 済みません、説明が。今回、バルクを設置して各宅地内へガス管を配管をするようになっています。

○中村努委員 そうすると、もう燃料はこのサンエネックさんしかも、永久的に変えることはできないっていうことでいいわけですね。

○建設課長 ええ、そういうことになると思います。

○建設事業部長 提案書でございますのは、全協のときにも報告させていただきましたが、エネルギーのベストミックスということを言ってます。ですから、サンエネックさんはサンリンが親会社ですので、ガスもございすけども、ガスだけでは、それがだめになったときには、災害のときには困るということなので、電気だとか自然エネルギーだとかほかのものもありますので、そういうものをトータルで配置先に提案するということが基本的なコンセプトということですので、そこを提案の1つとして評価をして点数をつける、そういう形で今回やるということでございます。その中の1つのアイテムとしてバルクを入れて配管をしてガスがあるということがありますので、その選択権は、そこに住む人たちにあるというふうに、私たちは、この提案書からは判断をしているということです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

ないようですので、それでは討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。

議案第22号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第22号財産の処分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第23号 平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中 歳出5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

○委員長 議案第23号平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中 歳出5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費について審査を行います。順次説明を求めます。5款労働費。

○商工課長 それでは、一般会計補正予算（第2号）の18、19ページをごらんください。5款労働費1項労働諸費1目労政費でございます。こちらの財源内訳の変更でございます。雇用対策事業の中の子育てしたくなるまち環境整備事業委託料、財源充当いたしました国の地域少子化対策強化交付金でございますが、そちらのほうから県の緊急雇用創出事業補助金地域特別事業に財源を変更させていただきたいものでございます。私からは以上でございます。

○農林課長 それでは、引き続き、次のページ、20、21ページをごらんいただきたいと思います。6款農林水産業費1項農業費3目の農業振興費でございますが、負担金補助及び交付金をお願いするものでございまして、農作物等災害緊急対策事業補助金327万5,000円の補正をお願いするものでございます。これは、6月16日の経済建設委員会の協議会でも御報告をさせていただいてございますけれども、6月の3日に発生をいたしました、午後4時10分から約15分間にわたりまして間断的に降りました降ひょうによりまして、洗馬岩垂原の一部を中心に約37ヘクタールのひょう害が発生いたしました。全体では4,500万円余の被害になったわけでございますけれども、これに対するJAが行う支援の事業に対する補助をするものでございます。これは、内容的には緊急対策事業として実施いたしました殺菌剤の散布、おおむね129戸で実施をしてございますけれども、それから、営農継続事業といたしまして、代作用の肥料、種子、またマルチ等への助成の2分の1を支援するものでございます。なお、そのほかでございますが、被災したレタスをですね、緊急に販売促進を行いまして、がんばレタスというような表現で販売促進をさせていただきましたけれども、それにかかった経費が約40万円余でございますけれども、を支援するものでございます。なお、このうち、県からは129万5,000円が県の緊急対策事業として助成を受ける予定でございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○耕地林務担当課長 それでは、引き続きまして6目農地費についてお願いしたいと思います。1つ目の白丸、土地改良事業1,588万1,000円の1つ目の黒ボツ、農地水保全向上対策事業補助金でございますが、今年度から農地水保全環境支払交付金の制度が変わりまして、日本型直接支払制度の多面的機能支払交付金へと拡充をされております。草刈りなどの農地維持の活動、水路、農道等施設の軽微な補修や農地の環境保全活動、また、老朽化が進む農業施設の長寿命化のための補修・更新などの活動に対し、その団体に交付されるものでございます。この関係につきましては、昨年から引き続き交付される予定の上西条、下西条の2地区に加えまして、

今年度から奈良井川、両内田、塩尻東の各土地改良区と、北小野地区の大出、三才山沢の6地区が加わりまして、計8地区で申請予定となっております。全体金額で、交付金約6,500万円に対します市の負担分、4分の1の増加分1,588万1,000円の補正をお願いするものでございます。

次の白丸、減濁水対策施設維持管理事業の電力使用料でございますが、本年春先におきます降水量の少ない時期が継続していたため、減濁水施設の揚水ポンプ、送水ポンプの運転時間増に伴います電力使用料を339万6,000円増額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、2項1目林業総務費でございますが、1つ目の白丸、林業被害防止対策事業諸経費の1つ目の黒ポツ、森林づくり推進支援金事業委託料95万7,000円でございます。こちらにつきましては、松くい虫の早期発見、早期駆除のための被害木処理ということで、松くい虫に似た松枯れがあった場合などの伐倒処理も行っているところでございますが、前年度に比べまして現在処理量がふえてございます。今後の処理量につきましても増加が見込まれるため、増額補正をさせていただくというものでございます。

続きまして、その下の3目造林費でございますが、1つ目の白丸、森林等整備維持管理事業805万8,000円。1つ目の黒ポツ、森林路網計画策定業務委託料でございます。こちらにつきましては、平成25年度に実施した森林資源活用調査業務委託の診断結果、片丘地区の路網について効率的かつ持続的な森林整備の必要性から、安定的な木材供給の基礎となる路網整備に向けた路網計画調査を実施するため、路網計画策定業務委託料499万円を補正をさせていただくものでございます。続きまして2つ目の黒ポツ、森林資源活用調査業務委託料でございますが、こちらにつきましては、平成25年に片丘地区におきまして実施をしておりました森林資源活用調査を、今回、宗賀地区約260ヘクタール、北小野地区170ヘクタールにおきまして行いたいというものでございます。306万8,000円の補正をしていただき、今後も各地区で森林資源活用調査を実施展開し、森林経営計画策定また森林の集約化を図っていききたいというものでございます。以上でございます。

○ブランド観光課長 続きまして、7款商工費1項商工費5目観光費19節の負担金補助及び交付金でございます。8万2,000円の補正をお願いするものでございますけれども、6月16日の委員会のほうでも説明をさせていただきましては、篠ノ井線の利用促進を図って観光振興及び交流人口の拡大による松本地域の活性化を推進するという団体が設立をされます。篠ノ井線松本地域活性化協議会負担金ということで8万2,000円を補正をお願いするものでございます。人口割45%、均等割40%、距離割15%ということで8万2,000円をお願いするものでございます。なお、設立総会が11月12日に決定をいたしましたので、御報告を申し上げます。以上です。

○建設課長 引き続き8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費をお願いいたします。白丸、道路維持改良事業ということで、清掃委託料127万2,000円でございます。これにつきましては、浸透ますの清掃でございます。市内各所の雨水ますが経年により目詰まりを起し、雷雨、ゲリラ豪雨等多発するため、その機能を回復するための清掃を行うものでございます。50カ所を予定しております。

その下の白丸、除雪対策事業でございます。除雪機の購入費について市内66区の全区にアンケートを実施しました。そのうち、今回10万円以上で利用をしたいという区が22区ありました。現在の5万円の補助から5万円引き上げ10万円ということで、今回22区ということで220万円を予算化させていただきました。済みません、これにつきましては、除雪機購入費の2分の1の補助で、限度額が10万円となっております。

1 ページお開きいただきたいと思います。8 款土木費 2 項道路橋梁費 3 目道路新設改良費の一番上の白丸、生活道路整備事業 5, 3 0 0 万円でございますが、市道三才山沢線 2 7 6 メートル、幅員 5 メートルで拡幅する事業の事業費でございます。

その下の幹線道路整備事業でございます。これにつきましては、ふれあいセンター広丘の関連事業でございます。堅石高出線と野村大門線、通称高原通りでございますが、その諏訪倉庫の交差点部分の 1 軒北側の住宅の補償と用地取得と測量委託等を今回計上させていただきました。たまたまその 1 軒が、今回空き家状態となっておりますので、それを今回やらさせていただきます。この機会にやらないと、また 5 年、1 0 年先となっちゃう重要なところでございますので、お願いしたいと思います。黒丸の 4 つ目の県単道路事業負担金でございます。これは、塩尻停車場線でございます、旧駅前交差点から塩尻駅へ入っていく間の 4 0 0 メートルの間の電線共同溝の事業を県が行います。それにつきましては今回詳細設計を行うということで、1 5 % の負担金を払うものでございます。以上でございます。

○耕地林務担当課長 それでは、1 ページおめくりいただきまして 2 4、2 5 ページをお開きいただきたいと思います。1 1 款 1 項農林水産施設災害復旧費 1 目市単農業施設災害復旧費でございますが、1 つ目の白丸、市単農業施設災害復旧費 2 7 5 万 7, 0 0 0 円でございます。こちらにつきましては、本年 7 月 3 1 日に発生しましたゲリラ豪雨による災害復旧の費用でございます。重機借上料につきましては、片丘地区、土砂撤去 2 件、4 5 万 7, 0 0 0 円でございます。また、災害復旧工事につきましては、同じく片丘地区ののり面崩壊等 4 カ所で 2 3 0 万円を補正させていただくものでございます。

次に、2 目市単林業施設復旧費の 1 つ目の白丸、市単林業施設災害復旧費 1 4 3 万 7, 0 0 0 円でございますが、こちらにつきましても同じく 7 月 3 1 日に発生したゲリラ豪雨による災害復旧の費用でございます。重機借上料につきましては、片丘地区、林道路面穿掘など 4 件としまして 6 2 万 8, 0 0 0 円。また、作業道災害復旧工事につきましては、片丘地区の林道、路帯崩壊ということで 1 カ所、8 0 万 9, 0 0 0 円による補正をさせていただくものでございます。今回の災害復旧につきましては、主に片丘地区が被害となっておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。御審議のほどをよろしく願いいたします。

○委員長 ほかはいいですね。これでちょっと午前は終わりたいと思いますが、午後はですね、1 時から陳情の審査がありますので、それが終わってから質疑をやりたいと思いますので。

〔「やっちゃやいいじゃん」の声あり〕

○委員長 それじゃあ、まだやれっということですので。

それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありましたらお願いします。

○丸山寿子委員 商工費のところ、2 1 ページ、広域観光ということで篠ノ井線松本地域活性化協議会ということですが、この構成市村はどこかというか、市が何市というようなこと、お願いします。

○ブランド観光課長 構成団体はですね、松本市、塩尻市、安曇野市の 3 市、それから、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村の 5 村ということで、一応松本の広域連合のメンバーということでもあります。

○丸山寿子委員 済みません、前もちょっと説明あったかと思いますが、主となる目的を再度確認させていただきます。

○ブランド観光課長 会の目的でございますが、松本地域の幹線鉄道である篠ノ井線の利用促進を図って、観光

振興及び交流人口の拡大等による松本地域の活性化を推進するという目的でございます。

○金子勝寿委員 関連で、そこにJRさん、入ってますかね、中に。要するに、この協議会の中に、会議とかあれば出席してくるのかどうか。

○ブランド観光課長 JRさんは、この中に実は入っておりません。国あるいはJRへの要望活動も行いたいということで、今回の中では入ってございません。

○中村努委員 森林整備計画の業務委託の関係ですが、これは、Fパワーにつながる森林整備計画ということでいいわけですか。

○耕地林務担当課長 資源量調査ということでいいかと思いますが、先ほどの宗賀地区、北小野地区ということでございますが、両区からFパワープロジェクトに向けた森林整備、木材生産に取り組みたいというような要望書が提出されたこともございまして、今回補正をさせていただくものでございます。

○中村努委員 大体その材を搬入できるのはどのくらいからになりそうでしょうか。

○ブランド観光課長 資源量調査をこれから発注させていただきまして、その後、地元におきまして協議会等立ち上げていただき、その後、森林経営計画を策定していくという形になります。実際、材が出せるようになるには2年くらいはかかるかなと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。

議案第23号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第23号平成26年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中、歳出5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

午前はこれで終わります。午後1時から再開いたしますのでお願いします。1時から陳情のほうを先にやりますので。陳情者の方が説明に見えますので、お願いします。

午前11時57分 休憩

午後12時58分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

○耕地林務担当課長 1点、訂正をお願いしたいと思います。先ほど御審議いただきました一般会計補正予算、6款3目造林費、ページといたしましては20、21ページでございます。その中におきます森林資源活用調査業務委託料におきまして、私、調査場所につきまして北小野地区、宗賀地区という形で御説明を差し上げましたけど、こちら、北小野地区のみでございます。大変、私の勘違いによりまして北小野地区ということで、宗賀地区含めて説明させていただき、またあわせまして、中村委員さんからの御質問に対しまして北小野、宗賀地区と

いうことで要望書が出されたという回答をいたしまして、大変申しわけございません。要望書につきましては北小野地区のみでございます。なお、金額306万8,000円の補正につきましては、北小野地区のみの補正の委託料でございますので、よろしくお願いいたします。どうも、失礼しました。

○委員長 ここで、本来ならですね、陳情の件で陳情者が見える予定でございますが、ちょっと遅れてますので、ほかのほうに進んでいきたいと思っておりますのでお願いしたいと思います。

議案第27号 平成26年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第27号平成26年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、お願いいたします。議案第27号になります。1ページをごらんいただきたいと思いますが、中段です。収益的収入及び支出ということで、収入で水道事業収益を208万9,000円増額をさせていただき、収入総額16億5,875万6,000円とするものです。支出ですが、水道事業費用を1,078万2,000円増額し、支出総額16億5,160万3,000円とするものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の関係ですが、1枚めくっていただきまして2ページをごらんいただきたいと思っております。上段になります。収入の部で資本的収入3,600万円を減額をし、収入総額1億9,823万3,000円とするものです。支出につきましては、資本的支出、補正3,772万2,000円を減額し、支出総額8億6,115万円とするものでございます。収支差引不足額は6億6,291万7,000円となります。1ページへ戻っていただきまして下段になります。第4条の部分で不足額の6億6,291万7,000円に対する補填財源に突きましても、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当初4,403万円を4,024万6,000円に、それから、当年度分損益勘定留保資金5,166万4,000円を5,273万6,000円に、補填額を補正をさせていただくものでございます。

続きまして、2ページに戻っていただきまして、第5条の企業債の関係です。上水道事業の関係で2億1,700万円の限度額に対しまして、企業債3,600万円減額をしますので、1億8,100万円を限度額に補正をするものでございます。私からは以上です。

○上水道課長 それでは、10ページをお願いいたします。平成26年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）説明明細書でございます。3条予算の収益的収入及び支出の収入になります。

11款水道事業収益2項営業外収益3節その他雑収益でございます。先ほど決算でも御説明申し上げましたように、建物総合損害共済災害共済金208万9,000円の増額をお願いするものです。昨年8月15日に塩嶺地区で発生しました落雷に伴います共済金の確定に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

次に11ページをお願いいたします。3条予算の支出になります。21款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費23節の修繕費でございます。給配水管修繕340万5,000円の増額をお願いするものでございます。本年度の4月からの修理実績から、当初110件を見込んでおりましたが、35件ふやしまして145件とし、また修理単価のほうも見直しをさせていただきまして340万5,000円の増額をお願いするものでございます。次の27節路面復旧費でございますけれども、修繕関係の舗装復旧費でございます。130万1,000円の増額をお願いするものでございます。本年2月の大雪に伴いまして、1カ所当たりの復旧面積がふえてい

ることに伴い増額をお願いするものでございます。

次の4目業務費でございます。20節委託料、メーター取替委託料392万円の増額をお願いするものでございます。満期メーターの取替個数の実績見込みに伴う増額補正をお願いするものでございます。

2項営業外費用2目消費税は、消費税納税額215万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次、12ページをお願いいたします。4条予算、資本的収入及び支出の収入になります。31款資本的収入1項企業債1目企業債1節企業債、上水道事業債を3,600万円の減額をお願いするものでございます。支出の工事請負費と関連いたしますけれども、信州エコプロダクツ株式会社ミネラルウォーター製造工場のペットボトル製造計画に伴います分水量が、当分の間、日量41立方メートルの供給でよくなったことから、三才山沢の井戸掘削揚水ポンプ設置工事を先送りしたことによるものでございます。

次に13ページをお願いいたします。4条支出になります。41款資本的支出2項建設改良費2目配水施設費20節委託料でございます。水管橋設計業務委託料102万6,000円の増額をお願いするものでございます。信州Fパワープロジェクト関連で片丘の権現沢川の改修を、県が9月補正で施工するに当たりまして、権現沢川を占用して上水道の配水管が河川横断しておりまして、その水管橋の設計業務の増額をお願いするものでございます。次、26節工事請負費289万2,000円の増額をお願いするものでございます。1つ目のポツ、配水施設整備事業では、先ほどの委託料で御説明いたしました権現沢川の水管橋布設替の工事費259万2,000円。2つ目のポツ、導水施設整備事業では、本山地籍の廃止しております旧中瀬川水源の導水管φ150が、本山区から支障となるということで撤去の要望がありまして、撤去工事費30万円の増額をお願いするものでございます。

3目の浄水施設費26節工事請負費6,000万円の減額をお願いするものでございます。先ほどの企業債で御説明いたしました井戸掘削揚水ポンプ設置工事を先送りにするものでございます。

6目の固定資産購入費2節工具器具及び備品購入費につきましては、設計積算システムの購入費としまして、1,836万円の増額をお願いするものでございます。平成14年度に設置しました水道の設計積算システムのサーバーが故障いたしまして、製造年月を経過し、12年経過しているわけですけれども、機器の調達ができず、またこのサーバーの方式も現在のものとしては対応できないことから、システムパッケージの購入の費用としての増額をお願いするものでございます。私からは以上です。

○経営管理課長 それでは、6ページへ戻っていただきたいと思います。塩尻市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書になります。税抜きで示してございます。これにつきましては、今年度から新しく示しているものでございます。

まず、業務活動キャッシュフローということで、中段になりますけれども、6億1,065万2,000円となります。それから、2の投資活動キャッシュフローということで、5億5,527万7,000円の減という形になります。それから、財務活動によるキャッシュフローですが、6,744万2,000円の減ということになります。3つの活動によりまして、この1年間の現金の増減につきましては、下から3段目、資金減少額ということで1,206万7,000円の減額という形になりまして、年度当初の期首残高につきましては7億4,347万3,000円でございますので、当年度末の現金預金額につきましては、期末残高が7億3,140万6,000円となるものでございます。

続きまして7ページ、予定損益計算書になります。営業利益につきましては1億1,571万4,000円、経常利益につきましては1億6,916万7,000円。下から4段目になりますが、当年度純損失につきましては3,309万2,000円となります。前年度繰越欠損金が2億6,178,000円ございまして、その他未処分利益剰余金変動額が2億8,417万9,000円ございますので、当年度未処分利益剰余金につきましては、変動額から純損失、それから繰越欠損金を差し引きまして、2億8,184万6,900円となるものでございます。

続きまして8、9ページ、予定貸借対照表になります。資産の部ですが、資産合計が1億4,982万2,600円。9ページ上段、負債の部でございますが、負債合計が9億8,282万4,000円。資本の部が、資本合計が5億8,944万4,000円となりまして、負債資本合計につきましては、資産合計と同額の1億4,982万2,600円となるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の方より御質問、御意見がありますか。ありませんか。

○永井泰仁委員 13ページの設計積算システム購入費のシステムパッケージですが、これは、積算の歩掛とか、あるいは人夫賃が変わるとか、その都度、そういうシステムを変えるのか、どういう考えでこれはやられるのか説明してください。

○上水道課長 歩掛等の改定につきましては、まずシステムパッケージとしましてはもうでき上がっているものでございますので、厚生労働省のほうで歩掛の変更とかそういったものがありますものについては、保守点検の中で保守委託料の中で対応していくと。あと、うちのほうで採用しております見積もりによります単価等も、年度末にそれぞれ業者のほうに聴取しまして、新年度対応の見積もりを聴取しまして、その部分の単価の入れかえ等につきましても保守の中でやっていくという形ですので、基本パッケージはそのままでよくなるということになります。以上です。

○永井泰仁委員 1,800万からって言やあ、人を頼んで計算とかさ、そういうのをし直してもどうかと思う。今、あれですかね、人夫賃とかいろいろ労務単価も国のほうで見直しが、国土交通省以下あれしているんですが、まだ変わる可能性があります、そのときには、ソフトだけ区切って、そこの入れかえだけすれば、もうそういう対応は心配ないということですか。

○上水道課長 歩掛等の基本的なものについては、ソフトは変更ございませんので、その都度の単価改正とか歩掛の変更とかというものでも対応できますので、基本パッケージは基本的に変わりませんのでお願ひします。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。

議案第27号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第27号平成26年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）については、全

員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第28号 平成26年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第28号平成26年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。説明を求めます

○経営管理課長 それではお願いします。1ページ目になります。中段になりますけども、第3条、収益的収入及び支出の関係で、支出で下水道事業費用、補正93万5,000円を減額をし、支出総額26億7,688万6,000円とするものです。

4条、資本的収入及び支出につきましては、1枚めくっていただきまして2ページをごらんいただきたいと思いますが、収入で資本的収入2,735万円を減額し、収入総額8億4,445万2,000円とするものです。支出につきましては、資本的支出1,502万2,000円を減額し、17億8,677万6,000円とするものです。差引不足額は、9億4,232万4,000円となります。1ページに戻っていただきまして、下段ですが、第4条の先ほどの不足額9億4,232万4,000円に対します補填財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,248万3,000円を1,341万9,000円に、当年度分損益勘定留保資金5億3,148万5,000円を5億4,287万7,000円に補填額を変更するものでございます。

続きまして2ページに戻っていただきまして、第5条、債務負担行為の関係です。塩尻市浄化センター改築委託料、平成27年度、2億7,000万円を限度額として債務負担行為を追加するものでございますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

○下水道課長 それでは、13ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうちの収入でございます。3項の負担金の3目受益者負担金106万2,000円の増額でございますが、高出地区のカインズホーム西側駐車場及び市内での開発についての問い合わせもあることから、受益者負担金106万2,000円の増額を見込むものでございます。

その次の4項補助金2目国庫補助金2,841万2,000円でございますが、これは、社会資本整備総合交付金の交付決定額が減額されたことにより、2,841万2,000円の減額を行うものでございます。

続きまして14ページをお願いいたします。支出の部になります。1項建設改良費1目公共下水道事業管渠施設費であります。これにつきましては、2,497万8,000円を増額いたしまして、3億2,922万8,000円とするものでございます。26、工事請負費でございますが、中継ポンプバックアップ事業、非常用発電機設置工事300万円、下水道長寿命化事業、マンホール鉄蓋交換工事200万円につきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定額が減額されたことによるものでございます。それから、公共下水道汚水管路整備事業、汚水支線工事3,310万円につきましては、高出地区のカインズホーム西側駐車場に開発計画があることや、今後市内での開発を見込み、増額をお願いするものでございます。その次の公共下水道雨水幹線整備事業、雨水幹線附帯工事420万円は、雨水幹線工事に伴います附帯工事として汚水支線を延長するものでございます。

その次の3目処理場建設費でございますが、社会資本整備総合交付金の交付決定額が減額されたことにより、補助事業の内容を見直したことにより4,000万円の減額をお願いするものでございます。私からは以上で

ざいます。

○**経営管理課長** それでは、6ページのほうに戻っていただきましてごらんいただきたいと思います。予定キャッシュ・フロー計算書になります。税抜きでございます。1番の業務活動のキャッシュフローにつきましては、中段、9億822万8,000円となります。それから、2の投資活動キャッシュフローにつきましては、2億2,227万5,000円の減。それから、3番の財務活動によるキャッシュフローにつきましては、7億8,949万3,000円の減となります。この1年間の現金での増減につきましては、下から3段で、資金減少額ということで1億354万円の減という形になります。期首残高、年度当初につきましては5億5,121万7,000円ございましたので、期末残高、年度末の現金預金高につきましては、4億4,767万7,000円となるものでございます。

続きまして9ページをお願いをしたいと思います。予定損益計算書になります。これにつきましては、当初と変更がございません。一番下段、当年度末処分利益剰余金につきましては、19億7,498万7,000円でございます。

続きまして10、11ページ、予定貸借対照表になります。資産の部ですが、資産合計が408億8,396万9,000円。負債の部、負債合計が381億1,081万3,000円。資本の部、資本合計が27億7,315万6,000円ということで、負債資本合計につきましては、資産合計と同額の408億8,396万9,000円となるものでございます。よろしくお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

○**中村努委員** 今の説明でちょっとわかりにくかったんですが、社会資本整備総合交付金ですけれども、これが確定して減額になったという説明ですけど、普通、対象となる事業が確定してこの交付金が確定したと思うんですが、なんか今の説明だと、交付金が減らされたから事業が減ったというふうに聞こえるんですが、そういうことです。

○**下水道課長** この交付金につきましては、県のほうへ一括国から入りまして、その県の配分から我々のほうに交付されるわけでございますけれども、県のほうからの交付が今年度減らされたことによりまして、今回、補助事業全体の中身を見直しまして、ここで補正減額をさせていただくということでございます。

○**永井泰仁委員** 今のことにもいろいろ関係しますが、今回のこの委託料の下水道の地震対策の計画とか、それから浄化センターの長寿命化ですが、これは減額してもまだ二、三年先に行っても大丈夫だという判断での減額ですか。単に補助金が見つからないから無理してやらないということで先延ばしか、その辺の事情はどうですか。

○**下水道課長** 本当は、これ全て当初どおり施工したいというのが本当でございますけれども、この中でもですね、優先順位の高いもの、全て同じなんですけど、特に高いものについて優先的にちょっと見直しをいたしまして、このような結果になったということでございます。

○**委員長** よろしいですか。ほかにはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。

議案第28号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第28号平成26年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第29号 平成26年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第29号平成26年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題とします。説明を求めます

○経営管理課長 それでは、1ページ目をごらんいただきたいと思います。第2条、収益的収入及び支出の関係で、支出につきましては、農業集落排水事業費用27万7,000円を増額し、4億2,241万6,000円とするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出につきましては、下段になりますけれども、収入の部で資本的収入154万6,000円を増額し、収入総額6,914万3,000円とするものです。支出につきましては、資本的支出を262万円を増額し、2億665万1,000円とするものでございます。差引不足額は、1億3,750万8,000円となります。中段の資本的収入及び支出、第3条ですが、補填財源ということで、当年度分損益勘定留保資金7,115万4,000円を7,222万8,000円とするものでございます。

○下水道課長 それでは、10ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち収入でございます。3項の負担金3目受益者分担金154万6,000円の増額でございますが、汚水ます設置についての問い合わせがあることから、今後を見込みまして増額をお願いするものでございます。

11ページをお願いをいたします。支出の部になります。1項建設改良費1目農業集落排水事業管渠施設費の262万円の増額でございますが、汚水ます設置要望等につきましてはの問い合わせがあることから、今後を見込みまして増額をお願いするものでございます。私からは以上でございます。

○経営管理課長 それでは、5ページのほうに戻っていただきましてごらんいただきたいと思います。予定キャッシュ・フロー計算書になります。業務活動キャッシュフローにつきましては、1億3,038万4,000円、2番、投資活動キャッシュフローにつきましては、5,733万5,000円、財務活動キャッシュフローにつきましては1億9,484万3,000円の減ということで、資金減少額につきましては712万4,000円の減という形になります。期首残高、8,654万9,000円に対しまして、期末残高は7,942万5,000円となるものでございます。

続きまして6ページ、予定損益計算書になります。営業損失につきましては、5,892万4,000円、それから経常利益につきましては、3,541万6,000円。特別損失を差し引きまして当年度純利益につきましては、3,635万8,000円となります。前年度繰越欠損金が2,029万7,000円ございますので、その他未処分利益剰余金変動額3億3,286万9,000円から欠損金並びに純利益を加算した当年度未処分利益剰余金につきましては、3億4,893万円となるものでございます。

7、8ページ、予定貸借対照表になります。資産の部、資産合計につきましては70億5,090万2,000円。負債の部につきましては、60億2,892万8,000円。資本の部につきましては、10億2,19

7万4,000円ということで、負債資本合計につきましては、資産合計と同額の70億5,090万2,000円となるものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ありませんか。それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。

議案第29号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第29号平成26年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここでちょっと5分ほど休憩をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後1時25分 休憩

午後1時30分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

陳情9月第2号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求めることについての陳情

○委員長 これより陳情の審査を行います。当委員会に回付されました陳情は1件であります。陳情平成26年9月第2号農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求めることについての陳情について、審査を行います。事前に文書が配付されておりますので、朗読を省きたいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございました。

本日は、陳情者に出席をいただいております。ここで、陳情についての説明を求めたいと思います。洗馬農業協同組合代表理事組合長、都筑和紀様、お願いします。

なお、資料につきましてはですね、農協改革の情勢と課題というのを陳情者のほうから許可を得まして配付しておりますので、それを参考にしてください。それではお願いします。

○陳情説明員 ただいま御紹介いただきましたJA洗馬の組合長をしております都筑と申します。まずもってですね、本当にちょっと時間の不徹底ですね、遅れて来まして申しわけありません。また、このような機会を与えていただき、ありがとうございます。JA塩尻市ですね、西村理事長、一緒に来る予定でございましたけれど、ちょっと諸事情により私一人ということでございます。よろしくお願いいたします。

さて、陳情書を提出させていただいた内容でありますけれども、一言で言いますと、みずからのあり方をみずから決する、自立した組織でありますので、その改革を施策に位置づける自立自体問題で、政府に迫られた改革とならないよう、主人公である組合員の意志に基づく自主的な自己改革案を策定する必要があると思っております。しかしながらですね、政府の規制改革会議の農業改革案は、現場を無視した新自由主義に基づく経済界からの視

点でのみ捉えた内容であります。

それでは、事前にお配りいただいた資料をごらんいただきたいと思います。まず、2ページからですね、12ページまでは、規制改革会議が出しました農協・農業改革の骨子でございます。これをですね、要約して言いますと、このような農協改革・農業改革をして農家の手取りを多くしろと。農業をこれから成長戦略にしろと。ということでございます。しかしながらですね、これを要約して言いますとですね、企業からの視点でありまして、いわゆる農業をですね、農業に参入して自分たちがもうける、もしもうからなければその土地を転売してですね、またそこから逃げていくと、そのような内容になっております。またですね、企業はですね、非効率的な山間地農業というものはもう経営いたしませんのでですね、本当にいい農地、構造改善をした農地だけですね、自分たちが扱って、中山間地、本当の農業の非効率的な中山間地はですね、原生林へ戻すと。このような考えであります。

そんなようですね、企業がただもうけたいという内容でありますのでですね、まず自分たちで、そうは言いますがでもですね、農協もですね、批判される部分は多々あります。そこでですね、自分たちでそういう改革をして、本当に地域のためになるようにということですね、まず改革案で示されたようなればどのような弊害があるかということですね、13ページからでございますけれども、まず①のJAグループの現状と農業改革により想定される組合員・地域社会への影響ということであります。今、信用・共済を農協から離せというくくりがあります。それでですね、そのようになった場合はどういふことがあるかと言うとですね、まずJAの収益力が低下する恐れがある。低下しますとですね、まず農協というのは総合的なサービスを提供する組織でありますから、地域に貢献できているわけであります。例えばですね、営農指導、これはもうかるというか、お金の出る部分だけでありましてですね、何ももうかる部分ではありません。この営農指導は、こういうところからこういうお金が出てくるということを御理解いただきたいと思います。またですね、これを切り離した場合はですね、収益力が低下してですね、購買・販売手数料を高くしなければいけないという、いわゆる組合員農家に負担が大きくなるということでもあります。

②番のですね、組合員のあり方でありまして、この部分はですね、そこに、見てもらったらわかると思いますので、見ていただきたいと思います。

単協の理事のあり方ということでもありますけれども、過半を外部者とするというところがあります。外部者というのはですね、専門的な経営知識を持った方。それは確かにいいことなんですけれども、結局企業的な考えを農協に取り入れるということは、もうからない部分はもうすぐ撤退しろと、こういう考え方がありましてですね、まず企業的な考え方で農協を運営するという、そういう形態になってしまいます。その恐れがあるということでございます。

また16ページのですね、全農の株式会社化というのがあります。そこに全農が株式会社化した場合の影響というのがあります。独禁法が適用され、県域での共同販売ができなくなるということがありますけれども、共同販売・共同購入が壊されたらですね、対等な競争条件どころか、さらに農産物を買いたたいてですね、資材販売で価格をつり上げようとする企業の独壇場になってしまいます。

中央会の制度のあり方でありまして、中央会、なんぞやということになりますけれども、中央会というのは、我々の上部の組織でありまして、中央会により農協が放漫な経営をしないように、また監査、またコンプライア

ンス等、監視している組織でございます。

以上のようにですね、JAはですね、みずからを守る、JAを守るのではなくてですね、農業、組合員、地域を守るため、現場に合った自己改革を検討し進めていきますので、ぜひ地方からの声を上げていただくよう、よろしく願いいたします。済みません、ちょっとよくわからないような説明で申しわけございません。何かありましたら、よろしく願いします。

○委員長 どうもありがとうございました。それでは、委員の皆さんから御意見、御質問がありましたらお願いをいたします。

○永井泰仁委員 まず前提条件でちょっとお伺いしたいことがたくさんありますが、今、日本の農家人口は、昭和の60年がピークで約1,454万人というふうなことでした。平成24年度は農家人口が約251万人ということで、ピーク時からしまして約、農家人口が6分の1に今は減少をしてしまっているということでもあります。現在、地域に単協が約700ございまして、組合員が約997万人というようなデータが出ておりましたけれども。そうした中で、農協のJAグループの一番の頂点はJA全中で、全国農業協同組合中央会ですが、これを、いわゆる国のほうでは全中を一般社団法人の新組織にということで、移行が求められているということですが、具体的にになりますけど、はっきり言って、このJA全中はですね、単協から年間約80億円の運営費を、いわゆる上納金をですね、吸い上げているということで、これを約80億円を700で割れば、約1,000万、それで足りないものは農林中金からということではありますが。今JA例えば洗馬さんの場合にですね、農林中金にどのくらいの運営協の上納費が上がっているかということをごまずお聞きしたいと思います。したがって、末端が6分の1という組織に小さくなったにもかかわらず、上のほうのいわゆる運転形態ではですね、単協が泣きを見ると、こういうことであろうかと思えます。

それから、農産物の販売を中心にした全国農業協同組合の連合会のJA全農ではありますが、これをですね、今、全農を株式会社化したらどうかということで国は言っております。今、法人税率も農協は19%、一般企業が25.5%と、こういうふうなことで見えてきているわけではありますが、このJA全農のですね、事業規模っていうのは、全農の売上高、2012年で調べてみますと4.8兆円あります。民間で言いますと、三菱商事、丸紅、伊藤忠商事に次ぐ4番目の規模だということになっております。それから、金融事業のほうでございしますが、いわゆる農林中央金庫、農林中金でございしますが、JAバンクの貯金残高は89兆円で、三井住友銀行の預金残高91兆円に次ぐ、いわゆる預金残高を持っていると。それから保険事業でございします。全共連、全国共済農業協同組合連合会ではありますが、生命保険事業の総資産が51兆円ということで、日本生命保険の54兆円に迫る勢いだということで非常に大型化はしておりますが、ここへ来て問題は、農家人口が少なくなってきたということ、もう少しそれぞれの単協がですね、自由に活動できるようにしていかないと、支える人が減ってしまったのにもかかわらず上の頭の体制は同じだということで、これは、国が何とか変えていく方向で5カ年間検討をしたらどうかということでもあります。

単協のこの動きについては、組合長さん、先ほど説明されたとおりですね、こういうことも若干懸念されますが、むしろ今回の場合は、単協に対してもうちょっと自由に、そして農林中金によって上納金ですね、早く言えば、運営費、こういったものを軽くしてやらないと、一番末端の農協へしわ寄せが来てしまっていると、こういうことの中からこれは国が介入をして少し経営方針を変えてもらわなければ困るのではないかということであり

ます。

その中で、最近になりまして、こういうことが上がってから全農がですね、ようやく動きを、株式会社化だとかいろいろなことではありましたが、この8月から全農新方式ということで、米や何かの価格もですね、個別申し込み取り引きということで、毎月20日の日にですね、全農と卸業者間で希望価格の数量を判断しまして、いわゆる入札に準じた形で実勢単価に近づけるということで、一部の地域ではようやくこの8月の7日から動き出したということであります。具体的な例を1つ申し上げますと、茨城県産のコシヒカリがですね、全農の販売基準価格が60キロ1万4,600円に対して、業者間の取引の価格は1万円から1万1,000円程度ということで、いわゆる全農が示している価格と民間での売買の実勢の価格の差が、今回このような方式でですね、大分つぼまってきたということで、やはりこの改革は、末端の単協ということじゃなくて、いわゆるJAのヘッダの部分ですね、もう少し効率的にすることが、結果的にいわゆる700のそれぞれの地域の農協が楽になるという、こういう側面も持っているというふうに理解をしておくことも大事ではないかというふうに考えております。そういうことで、末端で心配されることはよく理解できますが、今回の農協の改革っていうのはね、頭のヘッダの部分の、これだけの日本の大企業と肩を並べるくらいまで成長しちゃったけど、今、支えていく力が弱ってるという前提ですから、この改革というのはその辺のことが重点だと思っております。組合長さんの私見で結構ですが、こういうことに対して。今ここに説明されている内容のことはよく理解できますが、どのように感じられているのか、思っているところをひとつお話しただければと思います

○陳情説明員 わかりました。ちょっとどの部分から言っているかちょっとわからないんですけども、おっしゃることはよくわかります。だから、その部分は改革してかなきゃいけないっていう部分は、やっぱJAグループでも感じていまして、その部分はやろうと。けども、要するに上からの、お上からの要するに現場を無視したじゃなくて、現場から、今おっしゃったみたいなことを現場から上げようという。今、各JA、組合員との懇談もありまして、確かに組合員もそういう今おっしゃられたようなことを言う人もいます。だから、それをやっぱ中央へ上げていこうと。で、改革をみずからやっっていこうという、そういう今決意しているわけです。だから、おっしゃっている意味はよくわかりますし、私も一部分では、本当にそのとおりでなと思ってる部分はございます。ただやはりですね、中央会でもそうですし、新連でもそうでもありますけども、それを例えば切り離して手数料にしたりした場合は、結局その手数料分、要するにですね、今ほとんど農業っていうのは、農協は、経済、いわゆる販売とですね、購買だけではとてもやっっていけない状態であります。やはり総合農協だから、もうからない部分でも地域のためになるからという部分がございまして、その部分は本当に我々、言いたい部分でございませぬ。ちょっと答えになってるかどうかわかりませんが。

○委員長 ほかに何かありませんか。

○中村努委員 この陳情文書の終わりの4行くらいですかね、特に3行目の現場実態を踏まえて策定される自己改革案を尊重し、その実現を後押しする内容云々ってあるんですけど、その自己改革案っていうのは、もう出るんですか。

○陳情説明員 まだ出ていません。今、各単協、組合員を現場、組合員って言いますか農家でもそうですけども、組合員を集めて意見を吸い上げているところでございます。11月ごろにこれをまとめて提出しようという予定にはなっております。

○中村努委員 そうすると、その案と、この次期通常国会の関連法案っていうのは、時間的にうまくタイミング合う。

○陳情説明員 そうですね。だもんですから、確かに急いでるっていうか、私も何て言いますか、あたふたしてどこからという、ちょっと言いわけになっちゃいますけど、確かにそのとおりであります。だから、我々と上の団体の中央会もちょっとあたふたしているところでございます。

○委員長 ほかに何かありますか。

○金子勝寿委員 せっかく組合長さんが議会に来ていただいたということで感謝申し上げながら、少し、せっかくですので。私、塩尻市農協の組合員なものですから少し興味がございまして、お聞きすることをどうぞお許してください。

洗馬農協さんのいわゆる収入、内訳あると思うんです。もちろん農業、販売とかの収入、それから資材の販売、それから金融その他、少し簡単に割合というか、大まかで結構ですが少し教えていただけますか。もっと言えば、ほかの農協と違って、うちはこういうところ特色だよみたいなのがあれば。

○陳情説明員 昨年の25年度でですね、6億、ちょっと済みません、数字は忘れてしまいましたけど、6億少しの一応収入がございまして。その内訳はですね、経済部門で3分の2まで行きませんね、6割くらい。経済部門で6割くらいで、信用・共済で4割から3割5分くらいです。済みません、雑ばくなちょっと数字ですが。

○金子勝寿委員 これ拝見したときにですね、農協というのは大変大きな全国的に見れば、組織で、上からと言うと失礼ですが、いわゆる政府関係部署がつくった案を末端の農協までおろしてきた内容なのかなというふうに感じた次第ですが、個人的にはですね、洗馬農協さんみたいな農協は、本当にレタスの販路拡大から始まって農業経済の分野では事例に川上村と並ぶくらい県内では実際に注目されて、ここ20年以上は注目されてる組合ですから、自己改革というよりは、これを次にね、どうやって進めていくかというところで、あまりこういうのにとらわれずにしっかりやっていっていただければいいのかなと、私は個人的には思っているんですが。せっかく来たので、今、先の話ですね。自己改革っていうことで組織の改革の話がこの陳情のメインですが、実際は、組合員の皆さんが最終的に所得がふえることだったり、農業の振興だったり、一番の組合のいわゆる目指すところだと思うんですが、その中でですね、レタス、今から20年くらい前にちょっと学生のとき読んだ本には、各産地がちゃんと季節ごとすみ分けができてて価格が安定してたのが、いわゆる時代が変わって、群馬のコンニャクイモがレタスに変わったりとかいう形で競争相手がふえてきて、価格が非常に変動するというリスクになってきた中で、ちょっと1点、新しい作物とかですね、その辺はどんなふうか。いわゆる新規の参入というかですね、農作物についてはどんなふうか考えているのか。それから、よく川上村が台湾に輸出したりということがありますが、農産物の海外輸出について、当議会でもいろいろ取り上げている議員はいるんですが、組合長さんの今どういう状況なのかというものを、農協の改革という視点も含めてですね、ちょっと2点お知らせいただければなど。お願いします。

○陳情説明員 やはり販売物の低価格と言いますか、お金が取れないということですね、今、専業農家は本当にレタスに例えば特化してもいいんだけど、専業農家といいますか大きい農家は。例えばですね、1人でやる方とか、1人半でやる方とか、兼業でやる方はですね、市場のほうからどういう作物がニーズがあるんだということを言ってもらってですね、それを推進していこうと。今、洗馬はですね、まだ昔の夢が忘れられ

ないんだか、1人でやってる方もレタスをつくってる方がいるんですよ。そうすると、全然効率は悪いんですよ。今、そういうことをやって、大きい農家の方はより大きくなるように農協でやはり労働支援等も含めましてですね、そっちのあれはそちらで伸ばしていこうということを、今研究してるというか、もう具体的に進めているところでございます。

それともう1つ、何でしたっけ。

○金子勝寿委員 海外へ、農産物。

○陳情説明員 海外へですね。海外はですね、はっきり言いまして、多分輸出しても赤字だと思います。実際に川上もあのくらいにやってますけども、農協としては全然積極的に参加はしていません。ほとんど川上村が、村がある程度援助をしてるものですからもってますけども。輸出として黒字とかってそういうことは、多分、赤なんではないかなと思います。

○金子勝寿委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに何かありますか。

○丸山寿子委員 独自に改革案を検討というようなことですけど、それは、それぞれ県単位というような、何ですかね、まとまりでそれぞれ検討している段階なのか、ちょっとその辺、どんなふうに進めてるんでしょうか。

○陳情説明員 県単位でございます。県単位でまとめて、それを中央へ持っていくという。

○丸山寿子委員 見直しの中でですね、例えば役員と言いますか、理事会と言いますか、女性の登用というような、例えばそういったような具体的な内容についても検討しているのかどうか、ちょっとその辺についても、せっかくなのでお聞かせください。

○陳情説明員 それは役員ということですかね、職員ということですかね。

○丸山寿子委員 理事。

○陳情説明員 理事でございますか。理事は、今現在は、洗馬農協は10名でございますけども、女性理事1名おります。はっきり、こんなこと言っているのかどうかわかりませんが、本当に建設的な御意見をくださる方は、私は1人ではなくても、2人でも、3人でも、私はいいと思います。しかしながら、現在、女性理事の方、こんなこと言っているのかわかりませんが、要するに、女性部の活動内容だけをただ発言されて、農協の経営というものを本当に考えてもらっているのかという部分はちょっとまだ、ちょっとあれなとこがありまして。そういう方がいれば、私は3人でも4人でも登用するつもりでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかに何か。

いろいろ意見が出ましたんですが、採決したいと思います。採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

○牧野直樹委員 地元にも2つある大きな企業ということで捉えたときには、この両組合の言われるとおりのことで、採決してあげてはいいかなと思っております。採決で。

○委員長 ほかの委員の方はどうですか。

○永井泰仁委員 末端のね、単協とそれから頭のヘッダの部分はどうしても乖離している部分がございます、これは改革はもう自流に合ったことで必要だと思いますし。ただ、この陳情書の中でね、自己改革案を尊重して、先ほど中村さんのほうからも出しましたが、この中身がね、どの程度かっていうものがちょっと確認できないが、方向性としてはこれは改革してもらうことはまことに結構ですし、大事だと思うんで、私は趣旨採決と、

全部ということではなくて、お願いします。

○委員長 中村委員、どうでしょうか。

○中村努委員 政府のほうで出されようとしてる関連法案とその自己改革案っていうのが、まだ対比できる状況にないので、いいとも悪いとも言いようもないという部分で、お考えはよくわかりましたので、私も趣旨採択でいいと思いますし、また、今度のね、内閣の人事ちょうどきのうあったところで、今度の農水大臣、多分、農政同友会御推薦の方のように記憶しておりますが、そちらのルートでもいろいろ議論していただいて、こんな気持ちが届けられればいいのかなどというふうに思っておりますので、私は趣旨採択として、意見書まで出す必要はないんじゃないかというふうに思っています。

○委員長 丸山委員はどうですか。

○丸山寿子委員 まだ、今検討している内容というのをまだ見てないというような段階ではありますけれども、みずからそれぞれ検討して改革しようという、そういう熱意をやはり生かしていただきたいと思いますので、私は採択をしたいと。

○委員長 金子委員はどうですか。

○金子勝寿委員 状況がわからないのは当たり前で、この間、閣議決定したばかりなので。これだけ大きな多分日本の中で残った組織だと思うんですよ、農協っていうのは。戦後の中でつくられた法律の中において規定されてきて、時代の中で何とか地域のために頑張ってきたと。しかしながら、それが合わない部分が出てきた中で、いち早くこうやって組合のほうから出てきた意見書というか陳情をですね、状況がわからないからということだけでやるんだったら、それは誰でもできると思うんですね。地方議会が、現場の組合長さんがきょういらして、こういう意見を聞いた中で、じゃあやはりその思いを形にしていくというのも私たちの仕事だと思います。結果的にですね、現在どうなるかわからないって言いますか、閣議決定の内容を見れば、ある程度の方向性は出てきてると。それに対して、どうも農協の内部で真っ向から反対ではなくて、きちんとした着地点を見出したいという議論が新聞等の報道でもきちんとされております。そういう中で、この意見書自体に、内容について特に今わからないからという判断で趣旨採択という形ではなくて、きちんと採択をして、地方からの議会からもそういうものに対するの改革に対する応援をするというメッセージを出すこと、それは1つの地方議会としての役目、使命でもあるのかなという点から、私は採択ということをお願いしたいと思います。

○委員長 副委員長。

○副委員長 この件につきましては、農業委員会も含めまして国のほうが大分メスを入れているところでございまして、このように研究していらっしゃる姿、それから農協さんみずからも改革を起こそうとしている中でございますので、その姿勢を買いまして採択ということをお願いします。

○委員長 それでは、皆さんの御意見をお聞きしたんですが、趣旨採択それから採択と2つありますので、挙手によって採択したいと思います。趣旨採択のほうを先にしたいと思います、陳情9月第2号についてですね、趣旨採択という意見がありますので、採択は挙手にて行います。

なお、採択しない委員においては、不採択とみなします。趣旨採択に賛成の方は。

済みません、どうも。

審査の中でですね、趣旨採択との意見が出されておりますが、趣旨採択することを諮りたいと思います。陳情

平成26年9月第2号の陳情について、趣旨採択とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

[挙手少数]

○委員長 賛成少数のため、趣旨採択は否決されました。

それでは、採択に賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手多数]

○委員長 全員でありますので、採択と決定しました。全員一致をもって採択とすることに決定しました。

それでは、ここで陳情の審査を終わりにして、意見書の提出が求められておりますので、事務局のほうで配付してください。意見書案です。案文が提出されておりますので、事務局のほうで配付してください。

案文の内容は、陳情の要旨と同様ですので、朗読は省略したいと思いますが、いかがでしょうか。

[「誰かちょっと朗読して」の声あり]

○委員長 それじゃ、事務局のほうからお願いします、朗読。

○議事調査係長 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書（案）。

農業改革が必要であることは、多くの農業関係者、国民が認識している。農業従事者の高齢化や次代の後継者問題、遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業をめぐる諸課題は山積しており、今後、農業者の所得向上、地域農業の持続的な発展に向けて、関係者を初めとした積極的な取組み・改善が必要なことは言を待たない。

しかしながら、これまで地域の農業・農村を維持し、また地域の重要なライフラインとして役割を担ってきたのが農業協同組合であることは紛れもない事実である。また、地域における新農政の推進や災害からの復興などにおいても、行政と一体となった取組みを行っており、農業協同組合は組合員及び地域住民にとって欠かすことのできない存在となっている。

農業改革を実行するに当たっては、こうした経過や現状、地域の実態を踏まえ、十分な議論を尽くした改革を行っていくことは当然であり、民間組織である農協組織・事業の改革にあつては、組合員の意志決定に基づく自己改革を基本にしていくべきである。

しかし、今般の規制改革に係る議論の末、政府が6月24日に決定した「規制改革実施計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン改訂版」では、「農業協同組合」「農業委員会等」「農地を所有できる法人（農業生産法人）」のあり方に関して、セットで見直しを断行すると提示されている。

総合農協の解体とも言える改革は、地域にとって重大な影響を及ぼしかねず、政府においては、これまで農協組織が地域において果たしてきた役割、その背景にある組織理念・構成などを踏まえた慎重な議論を十分に行うことが極めて重要である。

その上で、農業改革に当たっての組織・事業の改革においては、組織自身における自己改革の加速化を促し、政府として農協の自己改革を後押しするような支援を行っていくことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宛先は、以下に書かれているとおりでございます。

○委員長 それでは、委員より御質問、御意見はありますか。

○中村努委員 1個だけ。最後は多分議長に一任されるんですけど、宛先の最後の内閣府特命担当大臣、これで正しければいいんですけど、そこは確認して直すんなら直していただきたいと思います。

○委員長 ほかにはありますか。

ないようですので、意見書を提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 意見書の条項、字句、数字その他、整理を要するもの等については、正副委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、意見書については正副委員長に一任と決しました。

農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書については、提出することにいたします。

○陳情説明員 ありがとうございます。下手な説明です、思ってることの本当に半分も言えなかったんですけども、本当に意見書提出、お認めいただき、本当にありがとうございました。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

閉会中の継続審査申し出

○委員長 ほかに何かありますか。

○経済事業部長 経済事業部、建設事業部、水道事業部ともに懸案事項がございます。閉会中の継続審査をよろしく願いいたします。

○委員長 ただいま、閉会中の継続審査の申し出がありました。これについては御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で、当委員会に付託された議案、陳情の審査は以上でございます。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文については、正副委員長に御一任を願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 2日間にわたりまして大変御熱心に御議論をいただきまして、提出を申し上げましたそれぞれの議案に対して、原案どおりお認めをいただきまして大変ありがとうございました。審査の中で、とりわけ歳入歳出決算の認定に当たりましては、たくさん御意見をいただいております。私ども、この26年度の行政の執行にかかわっております項目につきましても、意をくんでですね、推進をしまいたいと思っております。大変ありがとうございました。

○委員長 事務局、何か連絡は。

以上をもちまして、9月定例会経済建設委員会を閉会といたします。2日間の御協力、まことにありがとうございました。

午後2時22分 閉会

平成26年9月4日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 青木 博文 印